

健康福祉局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクル に基づく評価結果等について

本市では、各外郭団体が一定期間における主要な経営目標を本市との「協約」として掲げ、経営の向上を促進する「協約マネジメントサイクル」の取組を進めています。

平成 27 年度から各団体において取組を進めている「協約」については、横浜市外郭団体等経営向上委員会（以下「委員会」という）を活用し、協約の進捗状況及び経営を取り巻く環境の変化への対応に関する評価を毎年度実施し、マネジメントサイクルの効果の向上及び団体経営の健全化を図っていくこととしています。

令和元年度においても、これまでの取組実績を踏まえ、委員会による評価を実施しましたので、評価結果等について御報告します。

また、協約期間が平成 27 年度から 30 年度までとなっていた横浜市社会福祉協議会及び横浜市寿町健康福祉交流協会については、委員会での議論を踏まえ、令和元年度からの「協約等」（案）を作成しましたので御報告します。

【参考】横浜市外郭団体等経営向上委員会等について

1 経営向上委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例（平成 26 年 9 月 25 日施行）
設置目的	外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に関して適切な関与を行うため
委員 (任期 2 年)	大野 功一（関東学院大学 名誉教授）【委員長】
	遠藤 淳子（遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士）
	大江 栄（エフ・ブルーム（株）代表取締役 中小企業診断士）
	鴨志田 晃（横浜市立大学 学術院国際総合科学群経営学コース教授）
	田辺 恵一郎（プラットフォームサービス（株）代表取締役会長） ちよだプラットフォームケア（官民連携による中小企業者のビジネスコミュニティ施設）運営会社を経営
設置	平成 26 年 10 月 21 日
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること 2 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること 3 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること 4 その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

1 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団の評価結果

(1) 平成 30 年度に定めた団体経営の方向性等

ア 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

イ 協約の期間

平成 30～令和 2 年度

(2) 協約目標の取組状況等 (抜粋)

ア 公益的使命の達成に向けた取組

(ア) 障害児支援の充実

協約期間の 主要目標	①地域支援の充実 (保育所等訪問・巡回支援人数 980 人/年) ②初診待機期間の短縮 (初診待機期間 2.7 か月)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	①関係機関支援担当ソーシャルワーカーを配置するなど、体制を強化。 ②増加の一途を辿る申込み状況に対応するため、初診枠を柔軟に調整。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	①保育所等訪問・ 巡回支援人数 848 人/年 ②初診待機期間 3.8 か月	①保育所等訪問・ 巡回支援人数 1,022 人/年 ②初診待機期間 4.4 か月	やや遅れ (地域支援の充実は順調だが、 <u>初診待機期間は未達成のため。</u>)
今後の課題 及び対応	<p><u>申込み数の増加傾向は今後も続くと予測され、限られた職員体制や建物設備の限界もあることから、初診枠確保以外の抜本的な解決策を検討する必要がある。</u></p> <p><u>そこで、初診待機期間に問題となる保護者の不安解消を目的として、本事業団が積極的に進めている、相談から始まるサービス(申込み後 2 週間程度から開始する初診前面談や広場事業)をさらに充実させつつ、抜本的な取組として、療育センターのあり方も併せて検討している。</u></p>		

(イ) 高次脳機能障害者への支援強化

協約期間の 主要目標	高次脳機能障害者への支援件数の増加 (2,700 件)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	高次脳機能障害に特化したプログラムの充実や、市内 18 区での専門相談の対応人員の強化等を行った。支援件数も 29 年度実績と比較して 228 件増となり、高次脳機能障害者への支援体制が充実している。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	2,130 件	2,358 件	順調 (中間指標としていた 2,320 件を超えているため。)
今後の課題 及び対応	地域の身近な相談者である、各区の中途障害者地域活動センターへの技術支援等により、相談機関の専門性や相談ノウハウの向上を図ることで、各地域での相談支援の質を更に高める必要がある。それに向けて、高次脳機能障害支援センターにおける地域とのネットワークづくりの強化や、関係機関への技術支援・研修会の開催等をさらに実施する。		

(ウ) 障害者スポーツ団体のネットワーク構築

協約期間の 主要目標	障害者が身近な地域においてスポーツ活動に取り組める環境の整備 (環境整備の取組を市内 12 区に拡大)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	横浜市体育協会の地域連携担当、中途障害者地域活動センター、当事者スポーツサークル、区社会福祉協議会等との連携を推進した。それにより、これまでの 9 区に加え、南区での環境整備が達成されたことで、10 区となった。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	市内 9 区において、障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境整備を実施	市内 10 区において、障害者が身近な地域でスポーツに取り組める環境整備を実施	順調 (中間指標としていた市内 10 区での構築を達成したため。)
今後の課題 及び対応	<p>障害のある方々が、より身近な地域でスポーツ等の余暇活動に取り組めるよう、引き続き、地域の各施設・団体等と連携して、地域で障害者が参加できる教室等が自主的に実施される環境づくりに取り組んでいくことが必要である。</p> <p>市全体で障害者の余暇活動の充実を図るためには、障害者の方に「横浜ラポール」を利用いただくだけでは限界がある。そこで、地域の団体等が、障害者スポーツ等の取組を自主的に行うことで、障害者が身近な地域でもスポーツに取り組むことができるよう、ラポールが持つノウハウの提供や障害理解の啓発等に継続して取り組んでいく。</p>		

イ 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	事務費の削減 (対 29 年度比 10%削減)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	各事業における事務作業内容を振り返り、ペーパーレス化の推進等、消耗品費、備品費等の削減を図った。その結果、29 年度実績と比較して 5.5% 減となり、コスト削減を達成した。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	96,354,000 円/年 (機器リース料、施設管理費等を除く)	91,097,000 円/年 (機器リース料、施設管理費等を除く)	順調 (中間指標としていた対 29 年度比 3%削減を達成したため。)
今後の課題 及び対応	ペーパーレス化の推進のための既存システムの有効活用等、さまざまな方策を検討する必要がある。それに向けて、導入済のグループウェアで活用できる機能を調査し、事務費削減のために別途コストが発生しないようなシステム等を検討する。		

ウ 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	①超勤実績時間の維持 (超勤 21,716 時間以内) ②年次有給休暇の取得率の向上 (年休取得率 70%)
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	効率的な業務執行を進めるとともに、内部会議等での全体の超勤実績の共有と職員へのワークライフバランス推進に向けた働きかけ等を行った。超勤実績については、29 年度と比較して 1,292 時間の減となり、職員全体の意識が高まった結果と考えられる。

実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	①超勤実績 21,716 時間 ②年休取得率 66%	①超勤実績 20,424 時間 ②年休取得率 63%	やや遅れ (超勤実績時間については順調だが、 <u>年休取得率が未達成のため。</u>)
今後の課題 及び対応	多様化する利用者ニーズへの対応で業務の幅が拡大する中、より一層の業務効率化が不可欠であると、職員一人ひとりが認識する必要がある。 超勤時間の削減と年休取得率の向上について、周知徹底を行うとともに、管理職を中心に業務効率化に向けた取組をより強化する。		

(3) 令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言

総合評価分類	助言
事業進捗・環境変化等に留意	<u>障害児支援の充実に向けた目標である初診待機期間及び人事・組織に関する取組の目標である年次有給休暇の取得率が「やや遅れ」となっている。</u> <u>発達障害児の増加に伴う利用申し込みの増加が、今後も予想される等の環境の変化に対応する必要がある。</u>

※委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 引き続き取組を推進/団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 団体経営の方向性を見直しが必要

(4) 評価結果を受けた所管局・団体の振り返り

<p>「<u>障害児支援の充実</u>」については、<u>地域療育センターの初診待機期間の短縮に取り組んでいるものの、利用申込みは今後も増加すると予想されるため、大幅な短縮は困難な状況です。</u>加えて、<u>保育所・幼稚園、児童発達支援事業所など、地域療育センターの支援が必要な関係機関も増加しており、診療を含めた地域療育センター全体の支援体制を見直すことが必要となっています。</u>このような状況の変化を踏まえ、<u>地域療育センターに求められる役割やサービスのあり方を抜本的に見直していきます。</u></p> <p>また、「<u>高次脳機能障害相談事業</u>」については、<u>リハビリテーションセンターでの相談対応に加え、29年度に18区の中途障害者地域活動センターで相談を受けられるよう体制を構築し、身近な地域での相談窓口を設けることにより、高次脳機能障害者の生活の充実に寄与しました。</u>引き続き、<u>相談支援の充実・強化を図るため、地域とのネットワークづくりの強化や、関係機関への技術支援・研修会の開催など、高次脳機能障害者への総合的な支援に向けた取組を推進します。</u></p> <p>「<u>障害者スポーツ団体のネットワーク構築</u>」については、<u>30年度末の取組目標である市内10区でのネットワーク構築を達成しました。</u>引き続き、<u>横浜市体育協会や中途障害者地域活動センター、スポーツ推進委員等と連携し、障害者が身近な地域でスポーツ活動に取り組める環境整備を推進します。</u></p> <p>「<u>人事・組織に関する取組</u>」については、<u>多様化する利用者ニーズへの対応等により、業務の幅は拡大していますが、より一層の業務効率化を図ることを通じて、更なる超勤時間の削減と年休取得率の向上について、周知徹底を行うとともに、管理職を中心に業務効率化に向けた取組のさらなる強化を目指します。</u></p>

2 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団の評価結果

(1) 平成 30 年度に定めた団体経営の方向性等

ア 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

イ 協約の期間

平成 30～令和 2 年度

(2) 協約目標の取組状況等（抜粋）

ア 公益的使命の達成に向けた取組

(ア) 認知症者支援

協約期間の 主要目標	認知症鑑別診断の実施件数（年間 1,100 件以上の鑑別診断を実施）		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	効率的な診療体制の構築に取り組み、前年度に比べて診療枠を増やしたこと、ニーズが高い認知症鑑別診断件数の増加と診療枠増による相対的な待機期間の短縮が実現した。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	1,076 件	1,155 件	順調 (診療枠と実施率の確保により、目標 件数を達成した。)
今後の課題 及び対応	安定的な診療体制の維持が必要となるため、認知症専門医の継続的な確保に努めていく。		

(イ) 高齢者施設のあり方検討

協約期間の 主要目標	令和 5 年度末に予定されている介護療養病床の廃止を見据え、横浜市総合保健医療センターの介護療養病床（12 床）について、今後求められる医療・介護ニーズへ対応するための検討を進める。 (現在の介護療養病床の転換等に向けた具体的な方針を決定する。)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	「高齢者支援施設のあり方検討会」を開催して諸条件を検討し、介護療養病床廃止に伴う具体的な転換方針として、医療ケアが必要な要介護者を対象に創設され、市内ではまだ転換例がない「併設型介護医療院」への転換方針案を策定した。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	検討開始	介護療養病床の 転換方針案を策定	順調 (計画どおり、財団としての具体的 な転換方針案を策定した。)
今後の課題 及び対応	具体的な転換案及び転換スケジュールを確定するため、市との調整を進めていくとともに、財団内部においても、施設改修の内容等について検討を進めていく。		

(ウ) 精神障害者支援

協約期間の 主要目標	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活及びグループホームに移行した利用者の割合 (70%以上) ②障害福祉サービスの利用に係る計画相談の件数 (29年度比30%以上の増)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	①生活訓練施設において、退所後の生活を見据え関係機関との連携強化を図り、当該施設における退所者に占める単身生活及びグループホームに移行した利用者の割合について、60%以上を維持している。 ②生活支援センター(港北・神奈川・磯子)において計画相談の受け入れを積極的に行うとともに、平成31年1月から横浜市総合保健医療センター総合相談室においても計画相談支援事業を開始し、計画相談実施件数の増につながった。		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	①68.2% ②584件	①63.6% ②724件	順調 (①前年度に比べ若干下がっているが60%以上を維持している。入院から家族同居での地域生活に移行した利用者も含めた割合は68.2%となっている。) (②前年度比24%増となっている)
今後の課題 及び対応	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活及びグループホームに移行した利用者の割合をさらに増加させていくため、関係機関とのさらなる連携強化を図っていく。 ②3生活支援センターにおいては、現行体制下での計画相談実施件数増は難しい状況となっており、計画相談支援件数をさらに増やしていくために、横浜市総合保健医療センター総合相談室での積極的な取組を進めていく。		

イ 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	一般正味財産期末残高 (前年度決算の期末残高を維持)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	診療報酬・介護報酬における新たな加算の取得及び新規サービスの開始等による収入増、一方で委託内容や職員配置の見直しによる支出削減に取り組む、前年度に比べ、一般正味財産期末残高が41,815千円増加した。		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	29年度決算における一般正味財産期末残高 468,137,807円	30年度決算における一般正味財産期末残高 509,953,778円	順調 (利用料金収入の増、費用の削減により、前年度の一般正味財産増期末残高を維持した。)
今後の課題 及び対応	職員の高齢化に伴う人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増が見込まれており、一方で、公益法人として収支相償への対応も求められている。今後とも、経営改善計画を着実に進め、収入増と支出削減を図っていくとともに、収支相償の点で、解消が必要な剰余金については解消計画を策定する。		

ウ 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	①人材育成プランの実施及び改定（実施・改定） ②目標によるマネジメントの実施（全職員を対象に実施）		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	①人材育成委員会を部長級以上の経営層を中心とする組織に改組し、取組を強化したことにより、人材育成に財団として組織的に取り組めるようになった。 ②全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施に向けた準備を進め、翌年度の全職員を対象とした目標によるマネジメントの試行につながった。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	①人材育成プランに基づき、各部門で行っている研修情報を集約し、一覧表にまとめて公開し、他部門への研修に参加できるようにした。 ②係長以上の管理職を対象に実施した。	①人材育成プランの実施及び改定に向けた検討を実施した。 ②翌年度の全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施に向け、実施方法や評価方法を検討した。	順調 (①人材育成プランの実施・検討体制を整えた。) (②全職員を対象とした目標によるマネジメント実施に向けた準備を行った。)
今後の課題 及び対応	一般職員を対象とした目標によるマネジメントの実施等による固有職員の組織的育成が必要となるため、令和 2 年度本格実施に向け、令和元年度に一般職員のうち主任・副主任を対象に試行を実施する。		

(3) 令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言

総合評価分類	助言
引き続き取組を推進	協約目標について、予定した成果を上げており、引き続き設定した方向性で推進することを期待する。 介護療養病床の今後の在り方については、将来の団体の使命が何であるべきか点検し、市と長期的な視点で検討する必要がある。

※委員会による評価は、以下の 4 つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

(4) 評価結果を受けた所管局・団体の振り返り

<p>各協約目標の進捗状況については、全ての取組で「順調」となりました。今後も目標達成に向けて所管課と団体で調整しながら取り組んでいきます。</p> <p>また、介護療養病床の今後のあり方については、団体の公益的使命・役割を整理し、団体が提示した具体的な方針案である「併設型介護医療院」への転換に関して、転換先や転換時期等を関係部署と協議しながら、本協約期間内で市としての方針を決定していきます。</p>
--

3 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会の評価結果

(1) 平成 26 年度に定めた団体経営の方向性等

ア 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

イ 協約の期間

平成 27～30 年度

(2) 協約目標の取組状況等（抜粋）

ア 公益的使命の達成に向けた取組

(ア) 地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり

協約期間の 主要目標	①地区社協活動のてびきの改訂（27 年度） ②てびきに基づく地区社協向けの研修会等の実施 （28 年度以降 54 回実施（18 区×3 年間））		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	地区社協検討会（各区の地区社協代表者で構成）を開催し、地区社協のてびきに沿ったテーマによる検討を実施した。また、検討会にて議論した内容を踏まえた地区社協全体会を開催し（参加者 471 名）、地区社協のてびきに沿った事例の共有を行うことができた。30 年度はてびきを求める声も多く、3,000 部を増刷した。		
実績	前年度 （平成 29 年度）	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	①地区社協のてびきの改訂 ②市域研修 1 回 区域研修 18 回 地区域研修 31 回	②市域研修 1 回 区域研修 22 回 地区域研修 32 回	達成
今後の課題 及び対応	関係する機関、団体へ引き続き周知する必要があるため、地区社協のてびき研修を継続実施しながら、対象に行政、地域ケアプラザ職員を含めるなど一層の工夫を行う。		

(イ) 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援

協約期間の 主要目標	よこはまふれあい助成金について、団体に応じた支援を行うことにより、制度の狭間や新たな課題に対応する団体への助成を増加させ、助成件数を 2,800 件/年とする。		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	区社協によって助成額の上限等にばらつきがあったため、30 年度に基準や区分を全区統一し、効果的で利便性の高い助成制度へ転換するとともに、区ごとの特色を活かした取組については、区社協独自の助成制度へと助成対象を整理した。わかりやすい助成制度になったことや、これまで助成対象外としていた健康増進事業を助成対象と改正したこと等により、助成件数が増加した。		
実績	前年度 （平成 29 年度）	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	助成件数 2,547 件	助成件数 2,812 件	達成
今後の課題 及び対応	財源となっている基金等の確保や、実施状況の把握と見直しの必要があるため、助成金の活用事例を紹介し、寄付を募る取組みを行うとともに、3 年を目安に定期的に見直しを行う。		

(ウ) 身近な地域における権利擁護の推進

協約期間の 主要目標	市民後見人バンク登録者 120人		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	受任促進（登録辞退者の抑制）として、専門職後見人等から市民後見人への移行導入を検討した。また、市民後見人を候補者とする区長申立案件の増加のため、各区役所への事業説明を行った。新たな案件を発掘することで、バンク登録者の受任につながるだけでなく、登録者のモチベーションの維持につながった。		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	登録者62人	登録者53人 (受任率67.9%)	未達成
今後の課題 及び対応	今後もバンク登録者の受任を一層推進しつつ、ニーズに応えられる養成を実施する必要があるため、専門職後見人からの移行を引き続き推進する他、区長申立以外の案件への拡充、受任調整方法やバンク登録者支援体制の見直しを行う。		

イ 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	長期運営資金借入金の縮減 90億円		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	貸付法人に対して、返済日前のアナウンスや返済遅延の際の当該法人へのアプローチを早期に行うことで、着実な回収につなげた。また、法人からの返済に関する相談に早急に対応したことで、滞ることなく借入金の返済を行った。		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	90億6,784万円	82億2,000万円	達成
今後の課題 及び対応	今後も引き続き貸付金回収の徹底と確実な借入金の返済を行う。		

ウ 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備 (改訂した計画による体系的な研修実施)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	職員人材育成計画に基づく研修の実施 体系的な研修実施による職員の知識・技術の向上		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	職員人材育成計画に 基づく研修実施	職員人材育成計画に 基づく研修実施	達成
今後の課題 及び対応	職員人材育成計画の検証・見直しにより、職員の確保・定着と地域福祉の専門職としての知識・スキルの向上に取り組む。		

(3) 令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言

総合評価分類	助言
<u>団体経営は順調に推移</u>	<p><u>30年度までの協約について、市民後見人バンク登録者の目標は「未達成」となったが、受任率が67.9%になっているように一定程度市民後見人として地域で活躍できる状況になっていることを確認した。</u></p> <p><u>また、その他の目標は全て「順調」となっており、団体経営は順調に推移している。</u></p>

※委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 団体経営の方向性を見直しが必要

(4) 評価結果を受けた所管局・団体の振り返り

最終評価が「未達成」となった市民後見人バンク登録者数については、31年3月末時点でバンク登録者のうち67.9%が受任しており、バンク登録者に対する受任割合は政令市の中でもトップレベルとなっています。また、31年4月には第4期養成課程を終え、新たに23人がバンク登録を行いました。今後も受任状況を踏まえ、バンク登録者及び受任者の増加について引き続き取り組んでいきます。

その他主要目標については概ね達成となりました。今後も、社会的孤立や生活困窮など制度の狭間にある複合的な課題にきめ細かく対応するため、制度の充実と併せ、住民のつながりの中で見守り支えあう地域づくりに取り組んでいきます。

4 公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会の評価結果

(1) 平成 26 年度に定めた団体経営の方向性等

ア 団体経営の方向性

「事業の再整理・重点化等に取り組む団体」

イ 協約の期間

平成 27～30 年度

(2) 協約目標の取組状況等 (抜粋)

ア 事業の整理・重点化に向けた取組

協約期間の 主要目標	①会館のあり方について、関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示する。 ②協会のあり方について検討し、会館整備後の協会の役割を定める。		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	①施設の基本設計策定にあたって、会館のあり方に関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示した。 ②会館のあり方の議論と平行して協会のあり方について検討を進めた。会館整備後の協会の役割を明確にするため、平成 31 年 4 月を施行日として定款を変更した。(定款変更の議決は 30 年 12 月)		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	①実施設計(案) 策定への検討、協力 ②新規事業等の検討を踏まえ、指定管理応募に係る提案書の作成準備を行った	①市への検討結果の提示 ②協会の運営方針の策定	達成 (①会館のあり方や機能が整理できたため) (②団体のあり方や行う事業が整理できたため)
今後の課題 及び対応	今後は、整理した事業やあり方を具体的に進めていく必要がある。整理した事業は次期協約での目標として掲げ、定期的に効果検証を行いながら進めていく。		

イ 公益的使命の達成に向けた取組

(ア) 診療事業の拡大 (地区住民の健康意識の向上のための健康診査事業拡充等)

協約期間の 主要目標	診療事業の拡大 (健康診査受診者数 500 人)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	地域や関係機関等と連携し、健康診査の受診を推奨することで健診事業の拡充を図った。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	受診者数 420 人	受診者数 <u>425 人</u>	未達成 (キャンペーン形式で実施を予定していた回が荒天により中止となったこと等で目標に至らなかった。一方で中区役所と連携し受診者数の拡大に努めるなど計画当初と比較し受診者数の増加を図ることができた。)
今後の課題 及び対応	新センターでは、地区住民の健康意識の向上のための施設(健康コーディネート室)が整備されるため、当該スペースで行う事業の検討を進め、健康づくり・介護予防の取組を進める必要がある。		

(イ) それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施（仕事チャレンジアシスト事業等）

協約期間の 主要目標	それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施（仕事チャレンジアシスト事業等） 参加登録者数 150人		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	現行の仕事チャレンジアシスト事業卒業生、自己啓発教室受講者等の居場所となり、それぞれの希望や能力を生かした出番を用意することにより、社会貢献、社会参加をサポートする仕組みを構築し、参加登録者の増加を図った。		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	参加登録者数 332 人	参加登録者数 374 人	達成
今後の課題 及び対応	<p>生活の質の向上や健康づくり・介護予防推進のためにも、まずは活動に参加してもらうことが重要である。また、生きがいづくり・社会参加という観点から単発事業への参加ではなく、継続して参加してもらう仕組み・メニュー作りを検討する必要がある。</p> <p>また、諸室を利用する団体等がつながりを持つよう働きかけ、様々な主体によって、寿地区を会場としたイベントが展開されるよう推進する必要がある。</p> <p>今後は、諸室の利用方法について周知を図り、利用者及び登録団体を増加させていく。そして、登録団体との連携を図り、諸事業への協力を求めたり、自主企画事業参加者の登録団体化を促進したりするなど、団体の活性化を図ることにより利用を推進する。</p> <p>また一つのテーマを複数回のシリーズで行い、修了証の交付（健康・技術等）など、参加者や協力団体（登録団体）のアイデアを活かした企画メニューの推進等により参加意欲を向上させていく。</p>		

ウ 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	<p>既存の事業の充実、新規事業の拡大によって、より自立的で安定した経営を実現する。</p> <p>①診療事業拡大による増収（診療事業収益 176,819 千円）</p> <p>②新たな事業開始・増収（事業拡大）</p>		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	<p>①前記（イ公益的使命の達成に向けた取組(ア)）により、当診療所での健康診査の受診者数増を実現し、診療事業の増収を図った。</p> <p>②前記（イ公益的使命の達成に向けた取組(イ)）により、介護予防や地域の魅力づくりなどに寄与する地域支援事業を実施するとともに事業を拡大し増収を図った。</p>		
実績	前年度 (平成 29 年度)	平成 30 年度	当該年度の進捗状況等
	<p>①診療事業収益 137,512 千円 (32,663 千円減、 平成 25 年度比較)</p> <p>②拡大</p>	<p>①診療事業収益 138,625 千円 (31,550 千円減、 平成 25 年度比較)</p> <p>②継続</p>	<p>未達成</p> <p>(平成 27 年度末の仮施設 設への移転のほか、精神 科医師の退職に伴い欠 員が生じたことにより、 想定に比べ患者数や収 入が減少したもの)</p>
今後の課題 及び対応	<p>診療事業収入の確保は安定した経営のため継続して取り組む必要がある。平成 29 年度及び 30 年度は、精神科医師の一部充足や、受診者の増により前年度比で増収となったが、引き続き次期協約においても目標に掲げ、必要な取組を行っていく。</p>		

エ 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	①運営効率向上のための組織体制のスリム化 (評議員・理事減員 理事1名減(H27) 評議員1名減(H29)) ②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入 (年間業務改善提案数 40件) ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフ充実のための人材育成(職員研修の充実) (内部研修年間延べ参加数 40人)		
目標達成に向けて 取り組んだ内容 及び成果	①平成30年度までに理事1人、評議員1人を減員した。 ②全職員が業務の改善・効率化の提案を行い、全職員の提案制度への参加を促した。 ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフの育成のため、内部研修等を充実した。		
実績	前年度 (平成29年度)	平成30年度	当該年度の進捗状況等
	①評議員5名 理事5名 監事1名 計11名体制 ②提案数 44件 ③延参加人数 68人	①評議員5名 理事5名 監事1名 計11名体制 ②提案数 54件 ③延参加人数 53人	達成
今後の課題 及び対応	令和元年6月から新センターを指定管理者として受けることにより新たな機能と会館日時の増大に対応できるよう組織・体制の拡充を行う必要があるとともに、提供するサービスの質の向上を図るためには全職員が組織目標を共有し、意欲的に働くことができるよう人事制度の改善を図ることが必要。 人材登用・人事考課・給与制度の改善などの取組を進め、職員がモチベーションを感じて働ける環境を整備し、安定的に存続できる組織を構築していく。 また、職員の質を高め、効率的で効果的な業務を推進できるよう、内部研修を充実させるとともに引き続き業務の効率化の提案を奨励して業務改善を推進していく。		

(3) 令和元年度経営向上委員会の評価結果及び助言

総合評価分類	助言
事業進捗・環境変化等に留意	<p>公益的使命の達成に向けた取組の目標の一つである健康診査受診者数及び財務に関する取組の目標の一つである診療事業収益の項目が未達成となっている。</p> <p>今後は、令和元年6月に開所した横浜市寿町健康福祉交流センターに市が期待する公益的使命の達成に向けて事業を実施する必要がある。</p>

※委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 引き続き取組を推進/団体経営は順調に推移※ ※最終振り返り時の分類名
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

(4) 評価結果を受けた所管局・団体の振り返り

今期協約においては、横浜市寿町健康福祉交流センターの完成を見据え、事業の再整理・重点化の取組の中で団体の定款変更を行うなど、団体のあり方や実施する事業を整理しました。

次期協約については、公益事業を継続していくために必要な財源の確保について引き続き取り組むとともに、新たに整備された横浜市寿町健康福祉交流センターの供用をとおして、寿地区住民の健康づくり・介護予防、生きがづくり、社会参加などに向けた支援の他、地域住民の交流事業等、公益的使命の達成に向けた取組を進めていきます。

5 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会の協約等（案）

(1) 委員会の答申概要

団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	<p>社会福祉に関する課題が複雑化・多様化しているため、整理した市社協・区社協・地区社協の役割をそれぞれが果たし、公益的使命の達成に向けて取り組む必要がある。</p> <p>新たに協約目標とした寄付・遺贈に関する目標については、実施した事業の成果・効果を把握した上で取組を進めることを期待する。</p>

(2) 協約等（案）の概要

協約期間	令和元年度～令和5年度
協約期間設定の考え方	第4期市地域福祉保健計画及び市社協長期ビジョン2025 中期計画（2019～2023 年度）と計画期間を合わせるため
協約期間の 主要 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区社協による地区社協への相談・支援の実施</u> (随時及び年1回全地区社協に対する個別相談) ・ <u>市社協による地区社協検討会・全体会の実施</u> (検討会年3回、全体会年1回) ・ <u>社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数</u> (200 法人) ・ <u>寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進</u> ・ <u>権利擁護事業契約者</u> (1,310 人) ・ <u>市民後見受任実績</u> (102 件)
財務に関する取組	・ 長期運営資金借入金の縮減 (54 億 7000 万円)
人事・組織に関する取組	・ 職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築

6 公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会の協約等（案）

(1) 委員会の答申概要

団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	平成 31 年 4 月の定款変更、令和元年の横浜市寿町健康福祉交流センターの開所など、団体経営を取り巻く環境等は大きく変化しており、設定した目標の達成状況や事業の進捗を適宜点検、分析し、目標設定や事業の進捗に課題が生じた場合は、速やかに見直す必要がある。

(2) 協約等（案）の概要

協約期間	令和元年度～令和 5 年度
協約期間設定の考え方	主要施設の指定管理受託期間のため
協約期間の主要目標	公益的使命の達成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・健康・介護予防普及啓発活動の充実 (講座等への参加者 延べ 800 人/年) ・健康コーディネート室の支援対象者数の拡大 (実数 450 人/年) ・諸室の利用者人数 (延べ 127 千人/年) ・寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいづくり (事業参加者 延べ 1,000 人/年)
	財務に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業による収入の増加 (事業収入 155,000 千円) (内訳 診療所 142,600 千円、浴場 11,900 千円、貸付事業 500 千円 他)
	人事・組織に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・人事組織体制の見直しの実施 ・業務の改善・効率化提案表彰制度の導入/業務効率化実施 (5 件/年) ・内部研修年間開催 (47 回実施/年)

7 添付資料

- (1) 令和元年度 総合評価シート（健康福祉局所管団体部分（答申抜粋））
- (2) 協約等（案）

総合評価シート（平成 30 年度実績）

団体名	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局障害企画課
協約期間	平成 30 年度～令和 2 年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	社会環境の変化に応じて、効率的・効果的に事業を実施する必要がある。特に、障害者のスポーツ活動については、将来像をより具体的にし、目標の実現により、団体の使命を達成する必要がある。また、目標については、最終的な到達点を踏まえた上で、その達成がどのような効果につながるのかが分かるような、より適切な指標を検討していく必要がある。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

ア 公益的使命①	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある又はその疑いのある児童に、早期発見から療育までの専門的かつ総合的な支援を実施利用申込が増加しているため、医療が必要な児童をより短期間で診察できる取組、診察前後の間の保護者の不安解消のための取組を推進 ・増え続ける障害児支援の充実のため、幼稚園・保育所等の地域の関係機関でも将来的に障害のある児童を支援することができるよう、関係機関の支援を充実 			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	①地域支援の充実 保育所等訪問・巡回支援人数 980 人/年 ②初診待機期間の短縮 初診待機期間 2.7 か月			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①関係機関支援担当ソーシャルワーカーを配置するなど、体制を強化。 ②増加の一途を辿る申込み状況に対応するため、初診枠を柔軟に調整。	エ 取組による成果	①29 年度実績と比較して 174 人増となり、地域での生活を主体とする利用児の増加に対応している。 ②結果的には初診待機期間の短縮にはつながらなかったものの、必要に応じ再診枠を初診枠に充てる等、初診枠拡大に向けて取り組んだ結果、戸塚センターで 43 枠、北部センターで 25 件、港南センターで 3 件の初診枠増となった。	
オ 実績	29 年度	30 年度	令和元年度	最終年度 (令和2年度)
数値等	①保育所等訪問・巡回支援人数 848 人/年 ②初診待機期間 3.8 か月	①保育所等訪問・巡回支援人数 1,022 人/年 ②初診待機期間 4.4 か月	-	-
当該年度の進捗状況	やや遅れ（地域支援の充実は順調だが、初診待機期間は未達成のため。）			
カ 今後の課題	申込み数の増加傾向は今後も続くと予測され、限られた職員体制や建物設備の限界もあることから、初診枠確保以外の抜本的な解決策を検討する必要がある。		キ 課題への対応	初診待機期間に問題となる保護者の不安解消を目的として、本事業団が積極的に進めている、相談から始まるサービス（申込み後 2 週間程度から開始する初診前面談や広場事業）をさらに充実させつつ、抜本的な取組として、療育センターのあり方も併せて検討している。

② 高次脳機能障害者への支援強化

ア 公益的使命②	高次脳機能障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、医療部門及び福祉部門が連携した支援機能の強化			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	高次脳機能障害者への支援件数の増加 2,700件			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	高次脳機能障害者に特化したプログラムの充実や、市内18区での専門相談の対応人員の強化等を行った。	エ 取組による成果	29年度実績と比較して228件増となり、高次脳機能障害者への支援体制が充実している。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	2,130件	2,358件	-	-
当該年度の進捗状況	順調(中間指標としていた2,320件を超えているため。)			
カ 今後の課題	地域の身近な相談者である、各区の中途障害者地域活動センターへの技術支援等により、相談機関の専門性や相談ノウハウの向上を図ることで、各地域での相談支援の質を更に高める必要がある。	キ 課題への対応	高次脳機能障害支援センターにおける地域とのネットワークづくりの強化や、関係機関への技術支援・研修会の開催等をさらに実施する。	

③ 障害者スポーツ団体のネットワーク構築

ア 公益的使命③	現状、障害者のスポーツ文化活動の拠点は、障害者が優先的に利用できる港北区の「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」の1館のみとなっている。スポーツや文化活動を通じた障害者の余暇活動をより一層推進していくため、普及・啓発等の取組を通じて、障害者が身近な地域で余暇活動を行える環境づくりを進めていく。取組にあたっては、普及・啓発等のノウハウやスキルを持つラポールの「スポーツ指導員」を中心に、スポーツ活動の環境整備から重点的に取り組んでいく。			
イ 公益的使命③の達成に向けた協約期間の主要目標	障害者が身近な地域においてスポーツ活動に取り組める環境の整備(障害者スポーツ団体のネットワークを市内12区に拡大)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	横浜市体育協会の地域連携担当、中途障害者地域活動センター、当事者スポーツサークル、区社会福祉協議会等との連携を推進した。	エ 取組による成果	これまでの9区に加え、南区でのネットワーク構築が達成されたことで、10区となった。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	市内9区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築	市内10区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築	-	-
当該年度の進捗状況	順調(中間指標としていた市内10区での構築を達成したため。)			
カ 今後の課題	障害のある方々が、より身近な地域でスポーツ等の余暇活動に取り組めるよう、引き続き、地域の各施設・団体等と連携して、地域で障害者が参加できる教室等が自主的に実施される環境づくりに取り組んでいくことが必要	キ 課題への対応	市全体で障害者スポーツ等の推進を図るためには、障害者の方に「横浜ラポール」を利用いただくだけでは限界がある。そこで、地域の団体等が、障害者スポーツ等の取組を自主的に行うことで、障害者が身近な地域でもスポーツに取り組むことができるよう、ラポールが持つノウハウの提供や障害理解の啓発等に継続して取り組む。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的かつ自立的な団体運営のため、経費の削減に取り組む必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	事務費の削減 (対 29 年度比 10%削減)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	各事業における事務作業内容を振り返り、ペーパーレス化の推進等、消耗品費、備品費等の削減を図った。	エ 取組による成果	29 年度実績と比較して 5.5%減となり、コスト削減を達成した。	
オ 実績	29 年度	30 年度	令和元年度	最終年度 (令和2年度)
数値等	96,354,000 円/年 (機器リース料、施設管理費等を除く)	91,097,000 円/年 (機器リース料、施設管理費等を除く)	-	-
当該年度の進捗状況	順調 (中間指標としていた対 29 年度比 3%削減を達成したため。)			
カ 今後の課題	ペーパーレス化の推進のための既存システムの有効活用等、さまざまな方策を検討する必要がある。	キ 課題への対応	導入済のグループウェアで活用できる機能を調査し、事務費削減のために別途コストが発生しないようなシステム等を検討する。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	仕事と生活の調和が実現した職場環境の確立のため、ワークライフバランス推進に向けた取組を進める必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	超勤実績時間の維持および年次有給休暇の取得率の向上 (超勤:21,716 時間以内 年休取得率:70%)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	効率的な業務執行を進めるとともに、内部会議等での全体の超勤実績の共有と職員へのワークライフバランス推進に向けた働きかけ等を行った。	エ 取組による成果	超勤実績については、29 年度と比較して 1,292 時間の減となり、職員全体の意識が高まった結果と考えられる。	
オ 実績	29 年度	30 年度	令和元年度	最終年度 (令和2年度)
数値等	超勤実績: 21,716 時間 年休取得率: 66%	超勤実績: 20,424 時間 年休取得率: 63%	-	-
当該年度の進捗状況	やや遅れ (超勤実績時間については順調だが、年休取得率が未達成のため。)			
カ 今後の課題	多様化する利用者ニーズへの対応で業務の幅が拡大する中、より一層の業務効率化が不可欠であると、職員一人ひとりが認識する必要がある。	キ 課題への対応	超勤時間の削減と年休取得率の向上について、周知徹底を行うとともに、管理職を中心に業務効率化に向けた取組をより強化する。	

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

・本事業団の事業を行うにあたり、医療・福祉分野の専門職員が必須となるが、景気動向や少子高齢化の影響等により、年々、就職希望者の福祉関連業界への関心度が低下していることから、入職希望者数の減少傾向は今後も続くものと考えられる。一方、利用者のニーズは増加・多様化し続けることが想定される。

・中でも地域療育センターについては、発達障害児の増加に伴う利用申込みの増加が、今後も続く予想されている。また、障害児を受け入れている保育所・幼稚園、児童発達支援事業所などの、地域療育センターの支援が必要な関係機関の増加も続く予想される。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

・創立から 30 年を経過した本事業団は、設立当初からの職員が定年を迎える世代交代の時期に差し掛かっており、次世代を担う職員の育成と優秀な人材確保が重要課題となるため、各種研修の充実や柔軟な採用プロセスの構築等を進める必要がある。また、増加・多様化し続ける利用者ニーズに柔軟に対応するためにも、地域関係機関との連携強化を含め、事業の拡充と見直しを進める必要がある。

・中でも地域療育センターについては、従来の支援体制では十分に対応することが困難な状況となっているため、担うべき役割や方向性を明確にしたうえで、機能の見直しを進める必要がある。

総合評価（横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申）

分類	引き続き取組を推進	事業進捗・環境変化に留意	取組強化・課題対応	協約等の見直し
助言	障害児支援の充実に向けた目標である初診待機期間及び人事・組織に関する取組の目標である年次有給休暇の取得率が「やや遅れ」となっている。 発達障害児の増加に伴う利用申し込みの増加が、今後も予想される等の環境の変化に対応する必要がある。			

総合評価シート（30年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康医福祉局保健事業課
協約期間	平成30年度～令和2年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	高齢者や障害者等の要支援者が増加していく中で、現在の団体が行う事業における公益的役割及び事業の特色を明確にし、また、今後団体が安定して事業を行っていく上で、市とともに療養病床のあり方、人件費や修繕費等の増大に対応していくための考えを整理する必要がある。

1 協約の取組状況等

（1）公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 公益的使命①	急増する認知症の人に対し、高い専門性の見地からの鑑別診断を行うと共に、診断結果を地域の医療機関に提供することを通して診断後の地域における医療と支援につなげる等、認知症の人が地域で支えられ見守られる社会を作るための支援を行う。			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	認知症鑑別診断の実施件数（年間1,100件以上の鑑別診断を実施）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	効率的な診療体制の構築に取り組み、前年度に比べて診療枠を増やした。	エ 取組による成果	ニーズが高い認知症鑑別診断件数の増加と診療枠増による相対的な待機期間の短縮が実現した。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	1,076件	1,155件	-	-
当該年度の進捗状況	順調（診療枠と実施率の確保により、目標件数を達成）			
カ 今後の課題	安定的な診療体制の維持が必要。	キ 課題への対応	認知症専門医の継続的な確保に努めていく。	

② 高齢者支援施設のあり方検討

ア 公益的使命②	急速に進む高齢化社会の中で、変化する家族のあり方と多様な市民ニーズを的確かつ柔軟にとらえ、社会的な課題となっている要介護高齢者のために最も必要で効果的なサービスを提供する。			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	令和5年度末に予定されている介護療養病床の廃止を見据え、横浜市総合保健医療センターの介護療養病床（12床）について、今後求められる医療・介護ニーズへ対応するための検討を進めます。（現在の介護療養病床の転換等に向けた具体的な方針を決定）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	「高齢者支援施設のあり方検討会」を開催して諸条件を検討し、介護療養病床廃止に伴う具体的な転換方針を検討した。	エ 取組による成果	医療ケアが必要な要介護者を対象に創設され、市内ではまだ転換例がない「併設型介護医療院」への転換方針案を策定した。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	検討を開始した。	当センターの介護療養病床の転換方針案を策定した。	-	-
当該年度の進捗状況	順調（計画どおり、財団としての具体的な転換方針案を策定した）			
カ 今後の課題	具体的な転換案及び転換スケジュールの確定。	キ 課題への対応	横浜市との調整を進めていくとともに、財団内部においても、施設改修の内容等について検討を進めていく。	

③ 精神障害者支援

ア 公益的使命③	精神障害者のリカバリー（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち自立し意味のある生活を送ることが）が推進され、本人が主体的に人生を選択し、地域のなかで暮らしていくことができる社会を目指して取組を進める。			
イ 公益的使命③の達成に向けた協約期間の主要目標	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活およびグループホームに移行した利用者の割合（70%以上） ②障害福祉サービスの利用に係る計画相談の件数（29年度比30%以上の増）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①生活訓練施設において、退所後の生活を見据え関係機関との連携強化を図った。 ②生活支援センター（港北・神奈川・磯子）において計画相談の受け入れを積極的に行うとともに、平成31年1月から横浜市総合保健医療センター総合相談室においても計画相談支援事業を開始した。	エ 取組による成果	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活およびグループホームに移行した利用者の割合について、60%以上を維持している。 ②計画相談実施件数の増につながった。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	①68.2% ②584件	①63.6% ②724件	-	-
当該年度の進捗状況	順調（①については前年度に比べ若干下がっているが60%以上を維持している。入院から家族同居での地域生活に移行した利用者も含めた割合は68.2%となっている。） （②については前年度比24%増となっている）			
カ 今後の課題	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活およびグループホームに移行した利用者の割合をさらに増加させていく。 ②3生活支援センターにおいては、現行体制下での計画相談実施件数増は難しい状況となっている。	キ 課題への対応	①生活訓練施設において、関係機関とのさらなる連携強化を図っていく。 ②計画相談支援件数をさらに増やしていくために、横浜市総合保健医療センター総合相談室での積極的な取組を進めていく。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	一般正味財産期末残高 (前年度決算の期末残高を維持)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	診療報酬・介護報酬における新たな加算の取得及び新規サービスの開始等による収入増、一方で委託内容や職員配置の見直しによる支出削減に取り組んだ。	エ 取組による成果	収入増と支出削減の取り組みの結果、前年度に比べ、一般正味財産期末残高が41,815千円増加した。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	29年度決算における一般正味財産期末残高 468,137,807円	30年度決算における一般正味財産期末残高 509,953,778円	-	-
当該年度の進捗状況	順調(利用料金収入の増、費用の削減により、前年度の一般正味財産増期末残高を維持)			
カ 今後の課題	職員の高齢化に伴う人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増が見込まれる。一方で、公益法人として収支相償への対応も求められている。	キ 課題への対応	今後とも、経営改善計画を着実に進め、収入増と支出削減を図っていく。また、収支相償の点で、解消が必要な剰余金については解消計画を策定する。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	固有人材の計画的育成と職員一人ひとりが業務改善意識を持つようにすることにより、財団運営基盤の強化を図り自主運営を進める必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	①人材育成プランの実施及び改定 (実施・改定) ②目標によるマネジメントの実施 (全職員を対象に実施)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①人材育成委員会を部長級以上の経営層を中心とする組織に改組し、取組を強化した。 ②全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施に向けた準備を進めた。	エ 取組による成果	①人材育成委員の改組により、人材育成に財団として組織的に取り組めるようになった。 ②翌年度の全職員を対象とした目標によるマネジメントの試行につながった。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	①人材育成プランに基づき、各部門で行っている研修情報を集約し、一覧表にまとめて公開し、他部門への研修に参加できるようにした。 ②係長以上の管理職を対象に実施	①人材育成プランの実施及び改定に向けた検討を実施 ②翌年度の全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施に向け、実施方法や評価方法を検討した。	-	-
当該年度の進捗状況	順調(①人材育成プランの実施・検討体制を整えた。 ②全職員を対象とした目標によるマネジメント実施に向けた準備を行った)			
カ 今後の課題	①一般職員を対象とした目標によるマネジメントの実施等による固有人材の組織的育成	キ 課題への対応	①令和2年度本格実施に向け、令和元年度に一般職員のうち主任・副主任を対象に試行を実施する。	

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

○類似施設の増加

- ・高齢者の入所施設整備については、介護保険事業計画に沿って特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの整備が進んでいます。また、介護保険事業以外でも、民間事業者によって、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅等の高齢者の住いの場が次々と開設されてきています。
- ・精神障害者支援部門については、民間の就労移行支援事業所が市内に増加しています。
(平成 26 年度・37 か所 → 平成 28 年度・53 か所 → 平成 30 年度・67 か所)

○法令等の改正

- ・診療報酬、介護報酬、障害者支援に係る給付費の改定等による収入額への影響（現状維持もしくはマイナス傾向にあります）。
- ・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、平成 30 年度報酬改定でも高く評価されたことにより、これまでよりも多くの施設が急速に「在宅復帰・在宅療養支援」にシフトしていくと思われま。
- ・令和 5 年度末に介護療養病床が廃止される。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

- ・民間事業者の参入などにより、類似施設が増加していく中で、公的施設としての役割も踏まえつつ、収入の確保にも努めていく必要があります。採算上または事業の性格上、民間事業者では対応が困難な方々の受け入れを行うとともに、関係機関との連携強化や、パンフレット・ホームページ等によるPR等に努め、より多くの市民利用につなげ、収入の確保にも努めていく必要があります。
- ・各施設ともに、既に高い利用率等を維持してきており、今後、大幅な収入増が見込めない中で、市民から期待される事業の充実や老朽化した施設・設備の修繕・更新等の対応を行っていく必要があります。職員の高齢化に伴う人件費の増も見込まれることから、平成 30 年度から経営改善計画を掲げ、収入増と支出削減に取り組んできました。具体的には、収入確保のため、それぞれの部門で高い目標を掲げ、その達成に向け取り組むとともに、人員配置の見直し、委託内容の見直し及び入札等の実施による委託料の節減等に努めるなど、コスト削減にも取り組んできました。消費税及び地方消費税の増税による経費支出の増加も見据えて、引き続き、各部門における利用料金等の収入確保を図りつつ適正な経費執行に努めます。
- ・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、報酬改定でも報酬上高く評価されたことを受け、横浜市総合保健医療センターでも、これまで以上に在宅復帰・在宅療養支援の強化に取り組んだ結果、平成 30 年 11 月には、施設類型が「基本型」から「加算型」に移行し、採算性も向上しました。今後も、「加算型」以上の施設類型の維持に努めます。
- ・横浜市総合保健医療センター介護療養病床（12 床）の今後のあり方について、及び市内に多くの介護老人保健施設が開設されているなかでの横浜市総合保健医療センター介護老人保健施設の公的役割について、平成 30 年度中に財団内で検討を行いました。検討の結果、介護療養病床については介護医療院への転換が適当、また介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援の強化に取り組むことと、複合施設のメリットを活かし、精神障害者支援部門とも連携し、高齢の要介護長期入院精神障害者の受入れを検討する旨、取りまとめました。この検討結果を踏まえ、今年度に横浜市と介護療養病床の今後のあり方について調整を進めていく予定です。

総合評価（横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申）

分類	引き続き取組を推進	事業進捗・環境変化に留意	取組強化・課題対応	協約等の見直し
助言	協約目標について、予定した成果を上げており、引き続き設定した方向性で推進することを期待する。 介護療養病床の今後の在り方については、将来の団体の使命が何であるべきか点検し、市と長期的な視点で検討する必要がある。			

総合評価シート（30年度実績）

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
協約期間	平成27年度～平成30年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	増大する福祉ニーズに対応するため、引き続き市や地域と連携しながら、団体が果たすべき役割を常に点検すること。また、市社協・区社協・地区社協の役割分担、特に区社協は別法人とする必要性が不明確であることから、改めて位置付けを検証すること。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり

ア 公益的使命①	地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり				
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①地域の中で課題の解決に結びついた取組などを集約し、地域住民、支援者と共有することで地域活動の活性化につなげる。よこはま地域福祉フォーラム（仮称）を開催 1回/年</p> <p>②地域福祉保健計画の地区別計画推進に向け住民主体の課題解決が進むよう、地区社協支援の課題を整理し、地区社協への支援を充実する。</p> <p style="padding-left: 20px;">地区社協活動のてびきの改訂 27年度</p> <p style="padding-left: 20px;">てびきに基づく地区社協向けの研修会等の実施 28年度以降 54回実施（18区×3年間）</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>①横浜らしい支えあいの地域活動を広く発信・共有することを目的に、第4回よこはま地域福祉フォーラムを横浜市医師会、横浜市健康福祉局・こども青少年局・医療局との共催により開催。参加者1,149名。内容：基調講演/分科会1～4</p> <p>②各区社協が地区社協向けに区域や地域での研修を開催。また、市社協からの出張による区域研修も実施。</p> <p>地区社協検討会（各区の地区社協代表者で構成）を開催し、地区社協のてびきに沿ったテーマによる検討を実施。地区社協の課題解決や地域活動の推進について検討を行った。</p>		<p style="text-align: center;">エ 取組による成果</p>		<p>①平成30年度は新たに横浜市医師会及び横浜市医療局を共催に加え、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会づくりをテーマに実施。</p> <p>医療・福祉・地域連携の重要性、制度や分野に捉われない取組など、今後の地域福祉保健推進に必要な要素や視点を伝えることができた。</p> <p>②検討会にて議論した内容を踏まえた地区社協全体会を開催し（参加者471名）、地区社協のてびきに沿った事例の共有を行うことができた。</p> <p>地区社協のてびきの考え方が地区社協に浸透しつつあり、てびきを求める声も多く、H30年度に3,000部を増刷した。</p>
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度 (30年度)
数値等	<p>①フォーラム準備会の開催</p> <p>②地区社協支援担当者研修の実施、区社協職員間での情報共有</p>	<p>①第1回よこはま地域福祉フォーラムの開催</p> <p>②地区社協活動のてびきの改訂着手</p>	<p>①第2回よこはま地域福祉フォーラムの開催</p> <p>②地区社協のあり方意見交換会を開催し、その結果を反映した地区社協活動のてびきの素案を作成</p>	<p>①第3回よこはま地域福祉フォーラムの開催</p> <p>②地区社協のてびきの改訂 市域研修1回 区域研修18回 地区域研修31回</p>	<p>①第4回よこはま地域福祉フォーラムの開催</p> <p>②地区社協のてびき浸透に向けて研修を開催 市域研修1回 区域研修22回 地区域研修32回</p>
当該年度の進捗状況	達成				

カ 今後の課題	<p>①地域の活動を活性化し、継続的なものとしていくため、国の提唱する地域共生社会づくりの方向性で示される「支え手と受け手が固定されないこと」「誰にも役割や機会があること」といった、これからの地域福祉推進に向け一層重要となる視点や考え方を多様な実践や取組を通じて具体化し、浸透させていく必要がある。</p> <p>② 地区社協のてびきの考え方は浸透しつつあるが、関係する機関、団体へ引き続き周知する必要がある。</p>	キ 課題への対応	<p>①地域共生社会の考え方をもとに事例を集約し、より一層分析を行ったうえで事例集を作成する。合わせて、フォーラム等で共有する際には、分析結果も合わせて周知することで浸透を図る。</p> <p>②地区社協てびき研修を継続実施しながら、対象に行政、地域ケアプラザ職員を含めるなど一層の工夫を行う。</p>
---------	---	----------	---

② 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援

ア 公益的使命②	活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援				
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①よこはまふれあい助成金 助成制度及びボランティアセンター機能を活用した地域福祉活動団体の活動支援 (団体に応じた支援を行うことにより、制度の狭間や新たな課題に対応する団体への助成を増加させ、助成件数を2,800件/年とする。)</p> <p>②企業の地域貢献活動支援 企業の地域貢献活動に関する相談に対し、活動テーマ別に事例や選択肢を提案して対応できるように区域の相談機能の強化に向けた支援 企業からの相談・調整 200件/年</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>①区によって上限等にばらつきがあったため、基準や区分を全区統一し、効果的で利便性の高い助成制度へ転換するとともに、区の特色を活かした取組については、区独自の助成制度へと助成対象を整理した。</p> <p>②地域福祉フォーラムや、新たに「食を通じた地域づくりフォーラム」を実施し、企業への参加を呼びかけた。また、地域ケアプラザと繋がる交流会を実施した。</p>	エ 取組による成果	<p>①平成 29 年度に新規事業への助成区分を創設し、毎年約 70 件の助成実績があり、助成件数の増につながっている。また、平成 30 年度に基準や区分を全区統一したことでわかりやすい助成制度になったことや、これまで助成対象外としていた健康増進事業を助成対象と改正したこと等により、助成件数が増加した。</p> <p>②食を通じた地域づくりフォーラムでは、424 名が参加し、福祉分野に限らないフードバンク団体や企業の参加があった。フォーラム参加企業や、以前から関わりのあった企業の紹介から、新規企業の相談につながった。</p>		
オ 実績	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	最終年度 (30 年度)
数値等	<p>①助成実績 2,513 件</p> <p>②件数：88 件/年</p>	<p>①助成実績 2,436 件</p> <p>②件数：94 件/年</p>	<p>①助成実績 2,454 件</p> <p>②件数：132 件/年</p>	<p>①助成実績 2,547 件</p> <p>②件数：153 件/年</p>	<p>①実績：2,812 件</p> <p>②件数：345 件/年</p>
当該年度の進捗状況	達成				
カ 今後の課題	<p>①財源となっている基金等の確保や、新たな制度の実施状況の把握と見直しの必要がある。</p> <p>②相談から地域貢献活動につながったものの、単年度での実施に留まる企業が多いため、継続的な活動への働きかけの必要がある。</p>	キ 課題への対応	<p>①助成金の活用事例を紹介し、寄付を募る取組みを行うとともに、3 年を目途とした制度見直しを行う。</p> <p>②継続しやすい活動を提案するなど、企業へ継続実施に向けた働きかけを行う。</p>		

③ 身近な地域における権利擁護の推進

ア 公益的使命②	身近な地域における権利擁護の推進				
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①権利擁護の推進 (ア) 権利擁護事業の契約者数 900 人 (イ) 市民後見人養成課程開催と市民後見人（候補者）への助言・活動支援 市民後見人バンク登録者 120 人</p> <p>②後見的支援制度の推進 第3期横浜市障害者プランに合わせ、協約期間中に全区展開することを目指すほか、制度を推進するための体制を強化する。 あんしんマネジャーの配置 18 区（29 年度末）</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>① (ア)・権利擁護事業のニーズ発掘のため、住民や関係者向け講座・研修を各区社協にて実施した。(H30 実績 42 回) 併せて、迅速な契約締結を行った。 ・新規契約増に向け、成年後見制度へ移行が必要な契約者の調整を行い、40 人を移行した。 (イ)・第4期横浜市市民後見人養成課程を全市を対象に実施し、23 人が修了した。 ・未受任者への受任促進（登録辞退者の抑制）として、新たな案件の発掘のため、専門職後見人等から市民後見への移行導入を検討。また、市民後見人を候補者とする区長申立案件の増加のため、各区への事業説明を行った。 (H30 実績 3 区 ※調整中：6 区) ②28 年度に全区展開を達成し、18 区にあんしんマネジャーを配置した。</p>	エ 取組による成果	<p>① (ア) 契約者数は 29 年度実績から 111 人増（新規 352 人・終了 241 人）となった。 (イ)・第4期養成課程を行い、H31 年度当初のバンク登録者の増加につながった。 ・新たな案件を発掘することで、バンク登録者の受任につながりだけでなく、登録者のモチベーションの維持につながった。 ②あんしんマネジャーの活躍により、本制度の登録者が一層増加した。 (H30 年 12 月現在：1,502 名、H29 実績：1,365 名)</p>		
オ 実績	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	最終年度 (30 年度)
数値等	<p>① (ア) 権利擁護事業 契約者数 620 人 (イ) 市民後見人バンク登録者 42 人 ②あんしんマネジャーの配置 14 区</p>	<p>① (ア) 権利擁護事業 契約者数 728 人 (イ) 市民後見人バンク登録者 70 人 ②あんしんマネジャーの配置 16 区</p>	<p>① (ア) 権利擁護事業 契約者数 904 人 (イ) 市民後見人バンク登録者 60 人 ②あんしんマネジャーの配置 18 区</p>	<p>① (ア) 権利擁護事業 契約者数 1,028 人 (イ) 市民後見人バンク登録者 62 人 ②あんしんマネジャーの配置 18 区</p>	<p>① (ア) 権利擁護事業 契約者数 1,139 人 (イ) 市民後見人バンク登録者 53 人 (受任率 67.9%) ②あんしんマネジャーの配置 18 区</p>
当該年度の進捗状況	(①権利擁護事業：達成、市民後見人バンク登録者：未達成、②達成)				
カ 今後の課題	<p>① (ア)・契約者数は増加しているが、必要な方にサービスを実施するため、潜在ニーズの発掘を一層進めていく必要がある。 ・増加し続けるニーズに対応するため、サービス提供の適正化と事業運営の効率化を一層進める必要がある。 (イ) 協約策定当初、バンク登録者の養成に重点を置き、取組を進めていた。 ・事業を継続する中で、バンク登録者が実際に市民後見人として地域で活躍できることに比重を移し、登録者を増やすことと同時に、受任促進に力を入れてきた。今後もバンク登録者の受任を一層推進しつつ、ニーズに応えられる養成を実施する必要がある。 ②登録者の拡大（本制度を必要としている人への更なる制度周知）や地域での見守り体制を充実・強化する必要がある。</p>		キ 課題への対応	<p>① (ア)・ニーズ発掘や事業理解促進に向け、市民・関係者向け講座・研修の各区社協での継続実施。 ・サービス提供適正化のため、「生活保護受給者への計画外支援の有料化」等を H31 より実施。 ・事業運営の効率化のため、「権利擁護事業管理システム」を導入し、引き続き、業務効率化・適正化を行う。 (イ)バンク登録者の受任促進のため、専門職後見人からの移行を引き続き推進する他、区長申立以外の案件への拡充、受任調整方法やバンク登録者支援体制の見直しを行う。 ②家族会や地域活動ホーム等の関係機関に出向き、制度周知を行う。また、区社協・地域ケアプラザ等と連携し、地域との関係づくりに取り組む。</p>	

(2)財務に関する取組

ア 財務上の課題	①長期運営資金借入金の返済は、回収した貸付金を原資としているため、回収が滞った場合に、本会資産に大きな影響を及ぼす可能性がある。 ②地域ケアプラザは、本会活動理念にもとづく活動を実施するにあたり、必要な運営施設であるものの、経営状態の悪化により本会資産に大きな影響を及ぼす可能性がある。				
イ 協約期間の主要目標	①長期運営資金借入金の縮減 90億円 ②介護保険事業実施施設における経常増減差額の改善 0千円				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①貸付法人に対して、返済日前のアナウンスや返済遅延の際の当該法人へのアプローチを早期に行うことで、着実な回収につなげた。また、法人から返済に関する相談を受けた際には、早急に対応した。 ②収入増に向け、個別プログラムを積極的に導入するなど利用者増にむけた取り組みを進めるとともに、デイサービスのスタッフ配置数の変更、超過勤務の削減を図るなど、経費の見直しを進めた。		エ 取組による成果		①返済資金を確保でき、借入金の返済が滞ることなく行えた。 ②経常経費が削減され、経営状態が改善の方向に向かっている。令和元年度は職員就業規程を改訂し、新たな職種を設けたことで、安定的な運営状況が見込まれる。
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度(30年度)
数値等	①117億6,941万円 ②▲34,996千円	①107億6,422万円 ②▲66,871千円	①101億81万円 ②5,051千円	①90億6,784万円 ②▲19,435千円	①82億2,000万円 ②49,695千円
当該年度の進捗状況	達成(当初の主要目標は達成できたものの、財務状況の安定化に向け更なる取り組みが必要)				
カ 今後の課題	①貸付金回収の徹底と確実な借入金の返済 ②安定経営に向けた経営体制の確立		キ 課題への対応		①返済計画及び回収の確実な履行 ②施設長と施設経営に係る関係所管課との連携強化

(3)人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	職員の確保・定着と地域福祉の専門職としての知識・スキルの向上				
イ 協約期間の主要目標	①職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備(改訂した計画による体系的な研修実施) ②固有管理職の登用による自律的な組織体制の強化(固有管理職割合90%) ③地域支援を充実させるために行政、市社協・区社協、(地域ケアプラザの役割について検討実施)				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①職員人材育成計画に基づく研修の実施 ②固有管理職の登用 ③改定した業務連携指針をもとに地域ケアプラザを中心とした行政・社協の3者が連携した地域支援の実践を行った。また、研修を基礎編・応用編・実践編・所長編で合計12回開催した(延べ参加者469名)。		エ 取組による成果		①体系的な研修実施による職員の知識・技術の向上 ②固有管理職による自律的な組織化の推進 ③個別支援と地域支援を一体的に展開した地域づくりを3者が同じ場で学ぶことで、指針に記載されているような実践事例が生まれている。
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度(30年度)
数値等	①職員人材育成計画を改訂し研修体系を整備 ②固有管理職割合87.5% ③未実施	①新たな人事給与制度に沿った職員人材育成計画に改訂 ②固有管理職割合88.6% ③実施	①職員人材育成計画に基づく研修実施 ②固有管理職割合91.8% ③実施	①職員人材育成計画に基づく研修実施 ②固有管理職割合89.7% ③実施	①職員人材育成計画に基づく研修実施 ②固有管理職割合90.7% ③実施
当該年度の進捗状況	達成				
カ 今後の課題	①職員の確保・定着と地域福祉の専門職としての知識・スキルの向上 ②固有管理職の資質向上 ③役割を整理し、実践を積み重ねる段階のため、研修等を受講した職員が増えてきているが、個別支援を主な業務とする職員への浸透は不十分である。		キ 課題への対応		①職員人材育成計画の検証・見直し ②管理職の計画的な人材育成 ③市域研修の継続的な実施及び区域研修との連動性を持たせた人材育成のあり方の検討。個別支援と地域支援を一体的に展開する実践事例の積み重ね。

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

高齢化の進展、雇用形態の多様化、家族の形の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等がより一層増加するとともに、社会的孤立や子どもの貧困といった新たな福祉課題・生活課題が顕在化し、分野別の支援制度では解決が難しい複合的な課題も浮き彫りになっていくことが想定される。加えて、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化、人口減少の進行などから、地域の担い手の減少が見込まれる。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

課題が増大化・多様化するなかで、課題を抱えながら地域で生活する方を、深刻な状況になる前に発見し支えるために、地域や近隣による見守り・支えあいなど、地域社会の中で解決する取組を一層進めることが必要となる。また、企業や社会福祉法人・施設など、地域組織以外との連携も積極的に進めていく必要がある。

総合評価（横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申）

分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・環境変化に留意	取組強化・課題対応	協約等の見直し
助言	30年度までの協約について、市民後見人バンク登録者の目標は「未達成」となったが、受任率が67.9%になっているように一定程度市民後見人として地域で活躍できる状況になっていることを確認した。 また、その他の目標は全て「順調」となっており、団体経営は順調に推移している。			

総合評価シート（30年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課援護対策担当
協約期間	平成27年度～平成30年度
団体経営の方向性	事業の整理・重点化等に取り組む団体
協約に関する意見	新たな会館の役割や機能を踏まえて、改めて団体が担うべき事業等を整理すること。

1 協約の取組状況等

(1) 事業の整理・重点化に向けた取組

ア 事業の整理・重点化に向けた取組を行う理由及び期待する成果・効果	「寿町総合労働福祉会館」が再整備され、現在の寿地区に必要な機能を備えて再整備されることとなり、これまで当該施設の管理運営を行ってきた当協会の事業についても見直しや再整理が必要となった。事業の整理・重点化の議論・取組を進めることで、新たな施設機能の整理とともに再整備後の協会のあり方の方向性が定まることを期待する。				
イ 協約期間の主要目標	①会館のあり方について、関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示する。（市への検討結果の提示） ②協会のあり方について検討し、会館整備後の協会の役割を定める。（協会の運営方針の策定）				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①施設の基本設計策定にあたって、会館のあり方を関係機関・地域で検討し、再整備後の会館に必要な機能等について市に提示しました。 ②会館のあり方の議論と平行して協会のあり方について検討を進めました、会館整備後の協会の役割を明確にするため、平成31年4月を施行日として定款変更を行いました。（定款変更の議決は30年12月）	エ 取組による成果	①市への検討結果の提示 ②協会の運営方針の策定		
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度（30年度）
数値等①	各種部会等の実施、基本設計（案）への協力	各種部会等の実施、基本設計（案）への協力、検討	各種部会等の実施、基本設計（案）への協力、検討	実施設計（案）策定への検討、協力	市への検討結果の提示
数値等②	新規事業等の検討、実施を通じた、協会の運営方針の検討	新規事業等の検討、実施を通じた、協会の運営方針の検討	新規事業等の検討、実施を通じた、協会の運営方針の検討	新規事業等の検討を踏まえ、指定管理応募に係る提案書の作成準備を行った	協会の運営方針の策定
当該年度の進捗状況	達成（①会館のあり方や機能が整理できたため） （②団体のあり方や行う事業が整理できたため）				
カ 今後の課題	今後は、整理した事業やあり方に基づき、具体的に事業を進めていく必要があります。定期的に効果検証を行う等しながら進めていく必要があります。	キ 課題への対応	整理された事業について次期協約での目標として掲げ、定期的に検証を行います。		

(2) 公益的使命の達成に向けた取組

① 診療事業の拡大(地区住民の健康意識の向上のための健康診査事業拡充等)

ア 公益的使命①	地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがづくり等を行います。				
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	診療事業の拡大(地区住民の健康意識の向上のための健康診査事業拡充等) 健康診査受診者数 500人				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	地域や関係機関等と連携し、健康診査の受診を推奨することで健診事業の拡充を図りました。	エ 取組による成果		広報や周知を進め、受診者数が増加するなど健康意識の向上が図られました。	
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度(30年度)
数値等	健康診査受診者 294人	健康診査受診者 329人	健康診査受診者 458人	健康診査受診者 420人	健康診査受診者数 425人
当該年度の進捗状況	未達成(キャンペーン形式で実施を予定していた回が荒天により中止となったこと等で目標に至らなかったものです。一方で中区役所と連携し受診者数の拡大に努めるなど計画当初と比較し受診者数の増加を図ることができました。)				
カ 今後の課題	新センターでは、地区住民の健康意識の向上のための施設(健康コーディネート室)が整備されるため、当該スペースで行う事業の検討を進め、健康づくり・介護予防の取組を進める必要があります。	キ 課題への対応		整理された事業について次期協約での目標として掲げ、定期的に検証を行います。	

②それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施(仕事チャレンジ・アシスト事業等)

ア 公益的使命②	地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがづくり等を行います。				
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	それぞれの居場所・出番・絆づくり事業の実施(仕事チャレンジ・アシスト事業等) 参加登録者数 150人				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	現行の仕事チャレンジアシスト事業卒業生、自己啓発教室受講者等の居場所となり、それぞれの希望や能力を生かした出番を用意することにより、社会貢献、社会参加をサポートする仕組みを構築し、参加登録者の増加を図りました。	エ 取組による成果		事業への参加登録者が増加し、継続的に参加する方々ふえたことにより、居場所・出番・絆づくりの推進が図られた。	
オ 実績	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度(30年度)
数値等	(1)仕事チャレンジアシスト…延参加921人、就労10人 (2)自己啓発教室…開催6回、参加165人	参加登録者数 62人	参加登録者数 201人	参加登録者数 332人	参加登録者数 374人
当該年度の進捗状況	達成				
カ 今後の課題	生活の質の向上や健康づくり・介護予防推進のためにも、まずは活動に参加してもらうことが重要です。また、生きがづくり・社会参加という観点から単発事業への参加ではなく、継続して参加してもらう仕組み・メニュー作りを検討する必要があります。 また、諸室を利用する団体等がつながりを持つよう働きかけ、様々な主体によって、寿地区を会場としたイベントが展開されるよう推進する必要があります。	キ 課題への対応		諸室の利用方法について周知を図り、利用者及び登録団体を増加させていきます。そして、登録団体との連携を図り、諸事業への協力を求めたり、自主企画事業参加者の登録団体化を促進するなど、団体の活性化を図ることにより利用を推進していきます。 また一つのテーマを複数回のシリーズで行い、修了証の交付(健康・技術等)など、参加者や協力団体(登録団体)のアイデアを活かした企画メニューの意推進等により参加意欲を向上させていきます。	

(3)財務に関する取組

ア 財務上の課題	診療事業の拡大や新たな受託事業の確保等により、安定的な財政運営を目指す必要があります。				
イ 協約期間の主要目標	既存の事業の充実、新規事業の拡大によって、より自立的で安定した経営を実現します。 ①診療事業拡大による増収（診療事業収益 176,819 千円） ②新たな事業開始・増収（事業拡大）				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①前記（1 公益的使命の達成に向けた取組①）により、当診療所での健康診査の受診者数増を実現し、診療事業の増収を図りました。 ②前記（1 公益的使命の達成に向けた取組②）により、介護予防や地域の魅力づくりなどに寄与する地域支援事業を実施するとともに事業を拡大し増収を図りました。		エ 取組による成果		①平成 28 年度に比べ、平成 29 年度は精神科医師を一部充足でき、受診者数が 5.4%増えたことにより前年度比で 5,412 千円の増収となりました。 ②平成 29 年度は、新規事業として 4 月より横浜市中区から健康維持活動の場とした「寿健康サロン事業※1」を受託しました。また、就労支援事業である「寿ライフ事業※2」が通年事業となり、委託料を増やしました。
オ 実績	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	最終年度（30 年度）
数値等①	診療事業収益 180,643 千円 (10,468 千円増、 平成 25 年度比較)	診療事業収益 158,193 千円 (11,982 千円減、 平成 25 年度比較)	診療事業収益 132,100 千円 (38,075 千円減、 平成 25 年度比較)	診療事業収益 137,512 千円 (32,663 千円 減、平成 25 年 度比較)	診療事業収益 138,625 千円 (31,550 千円 減、平成 25 年 度比較)
数値等②	新規	準備	受託	拡大	継続
当該年度の進捗状況	未達成（平成 27 年度末の仮施設への移転のほか、精神科医師の退職に伴い欠員が生じたことにより、想定に比べ患者数や収入が減少したものである）				
カ 今後の課題	平成 29 年及び 30 年度は、精神科医師を一部充足や、受診者の増により前年度比増収となりましたが、引き続き安定した経営に必要な診療事業収入の確保に向け事業を継続する必要があります。		キ 課題への対応		次期協約においても安定的な運営に必要な診療事業収入の確保を目標に掲げ、必要な取り組みが行われるようにしていきます。

(4)人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	業務を安定的に発展させていくため、効率的な組織体制の整備及び人材育成を行う必要があります。				
イ 協約期間の主要目標	①運営効率向上のための組織体制のスリム化（評議員・理事減員 理事 1 名減（H27）評議員 1 名減（H29）） ②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入（年間業務改善提案数 40 件） ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフ充実のための人材育成（職員研修の充実）（内部研修年間延べ参加数 40 人実施）				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①平成 30 年度までに理事 1 人、評議員 1 人を減員しました。 ②全職員が業務の改善・効率化の提案を行い、全職員の提案制度への参加を促しました。 ③組織運営及び地域ニーズに応えるスタッフの育成のため、内部研修等を充実しました。		エ 取組による成果		理事・評議員を減員し組織のスリム化を図ったほか、表彰制度等の導入により、職員からの積極的な業務改善提がなされ、業務の発展に寄与しました。
オ 実績	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	最終年度（30 年度）
数値等①	評議員 6 人 理事・監事 6 人体制	評議員 6 名 理事 5 名 監事 1 名 計 12 名体制	評議員 6 名 理事 5 名 監事 1 名 計 12 名体制	評議員 5 名 理事 5 名 監事 1 名 計 11 名体制	評議員 5 名 理事 5 名 監事 1 名 計 11 名体制
数値等②	整備	24 件	39 件	44 件	54 件
数値等③	内部研修延べ 61 人参加 派遣研修 3 人参加	内部研修延参加人数 48 人	内部研修延参加人数 69 人	内部研修延参加人数 68 人	内部研修延参加人数 53 人
当該年度の進捗状況	達成				

<p>カ 今後の課題</p>	<p>継続的な市民サービスの提供にあたっては安定的な組織運営が必要です。 当協会は令和元年6月から新センターを指定管理者として受けることにより新たな機能と会館日時の増大に対応できるよう組織・体制の拡充を要します。また、提供するサービスの質の向上を図るためには全職員が組織目標を共有し、意欲的に働くことができるよう人事制度の改善を図ることが必要です。 新たな施設での業務・運営を円滑に行うことが求められるため、内部研修の充実・業務改善や効率化を継続して進める必要があります。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>人材登用・人事考課・給与制度の改善などの取組を進め、職員がモチベーションを感じて働ける環境を整備し、安定的に存続できる組織を構築していきます。 また、職員の質を高め、効率的で効果的な業務を推進できるよう、内部研修を充実させるとともに引き続き業務の効率化の提案を奨励して業務改善を推進していきます。</p>
----------------	--	-----------------	---

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

<ul style="list-style-type: none"> ・寿地区には121軒（平成29年11月1日時点）の簡易宿泊所があり、5,728人の住民が狭隘な部屋で生活しています。高齢化率は57.5%と高く、88.9%が生活保護を受給し、要介護者や障害者も多く生活しています。 ・近年、特に後期高齢者の増加が顕著で平成29年度には1,000人を超えており、今後も増加することが想定されます。また、単身者が多く、社会的に孤立しやすい環境にあります。
--

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

<ul style="list-style-type: none"> ・寿地区住民の健康づくり・介護予防、生きがいつくり、社会参加などに向けた支援の他、生活環境の改善、市民相互の助け合い・交流などが求められるため、新たに整備された「横浜市寿町健康福祉交流センター」の供用をとおして、必要な取り組みを進めてまいります。 ・また、今後も継続して地域で活動行っていくため医療の提供を充実していくとともに、事業の拡充等による財源の拡大・確保を図っていく必要があります。
--

総合評価（横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申）

分類	団体経営は順調に推移	事業進捗・環境変化に留意	取組強化・課題対応	協約等の見直し
助言	<p>公益的使命の達成に向けた取組の目標の一つである健康診査受診者数及び財務に関する取組の目標の一つである診療事業収益の項目が「未達成」となっている。 今後は、令和元年6月に開所した横浜市寿町健康福祉交流センターに市が期待する公益的使命の達成に向けて事業を実施する必要がある。</p>			

協 約 等 (案)

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>・地域住民の参加を促進し、横浜市全域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。</p> <p>・昭和26年に任意団体として設立、昭和28年に社会福祉法人として設立認可されました。</p> <p>・横浜市内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体などが会員として参加している協議体組織で、事務局として職員が勤務しています。</p> <p>(参考) 区社会福祉協議会（以下、区社協）の設立目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、区域における地域福祉を推進することを目的としています。 ・昭和26年に任意団体として設立、平成7年には全区社協が社会福祉法人となりました。 ・区内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などが会員として参加している協議会組織で、横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）からの派遣職員が事務局を担っています。 ・なお、区社協の法人化は、平成2年に国の審議会報告書で方向性が示されるなどの動きもあり、全国的に進んだものであり、また、横浜市の総合計画でもその推進が明記され、取り組まれました。
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>・少子高齢化の進展、雇用形態の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等が増加しています。また、引きこもりや生活困窮等の支援を要する子ども・若者の増加や、社会的孤立といった新たな課題が顕在化し、分野別の公的支援制度では解決が難しい複合的な課題も浮き彫りになっています。</p> <p>・こうした中で、課題を抱えながら地域で生活する方を、深刻な状況になる前に発見し支えるために、地域や近隣による見守り・支え合いを推進し、地域社会の中で課題を解決する取組を一層進める必要があります。また、地域によっては、自治会町内会圏域ごとに状況が異なることがあり、より身近な圏域での支え合いの取組が有効です。</p> <p>・一方で、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化などから、地域の担い手の減少が進んでいます。そこで、地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設はもとより、企業、NPOなど福祉分野に限らない様々な主体との連携も積極的に進め、また、住民参加の多様な方法を検討する必要があります。</p> <p>・さらに、認知症高齢者の増加、要介護高齢者や障害者の生活の地域移行が進む中で、一人ひとりの暮らしが切れ目なく支えられ、守られるよう、地域における権利擁護の取組を一層進める必要があります。国においても、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、29年には基本計画を閣議決定するなど、その重要度は非常に高まっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>地域の福祉関係者や社会福祉施設により構成される本会の特徴や、これまで培った様々な機関・団体とのネットワークや実践ノウハウを十分に生かして、行政、地域ケアプラザ（以下、ケアプラザ）等と連携しながら、地域福祉推進に向けた取組を進めていきます。</p> <p>①より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。</p> <p>②地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。</p> <p>③高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。</p>

2 団体経営の方向性等

(1) 団体経営の方向性（団体分類）	引き続き公益的使命の達成に取り組む団体	参考（前期協約の団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和元年度～令和5年度	協約期間設定の考え方	第4期市地域福祉保健計画及び市社協長期ビジョン 2025中期計画（2019～2023年度）と計画期間を合わせるため

3 目標等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

<p>ア 公益的使命①</p>	<p>より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。</p>		
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<p>区社協やケアプラザが、様々な事業や日頃の相談対応の中で把握した共通の個別課題を地域課題として捉え、その解決のために、地域の集まりである地区社協や連合町内会を支援する形で、住民活動の促進を図っています。こうした取組等により、地域福祉による課題解決が一定程度進んでいるものの、取組状況について、地域によって差があることや、より身近な圏域での必要な住民活動が不足している状況があるなど、地域状況を踏まえた住民活動を広げていくことが必要です。そのためには、①地区社協(※)が、自ら見守り活動や交流の場の開催など具体的な活動を実施するだけでなく、単位自治会などによるより身近な圏域での活動をサポートする主体としても、一層力を発揮していくことが必要です。</p> <p>※地区社協は、固有の事務局職員を持たない住民主体の支援組織(地域組織)であり、概ね連合町内会単位で設置されています。</p> <p>②行政・社協・ケアプラザが、さまざまな取組事例から課題解決に必要な視点や支援手法を学び、地区社協等と連携しながら、住民による課題解決を効果的に支援することが必要です。</p> <p>③地域住民が気軽に参加・交流できるつながりの場、困りごとの早期発見につながる見守りの場、多様性の理解や課題を「我が事」として捉える意識醸成の機会の場合など、地域における支援体制の基盤となる「居場所づくり」を一層推進する必要があります。</p> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区社協のてびき」の改訂を通じて、地区社協の目的や必要な活動を明確化し、研修会等の実施を通じて共有を図るなど、地区社協を支援しました。 ・平成 25 年度から、「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」(以下、身近事業)を推進し、個別支援と地域支援の一体的な支援、住民による個別支援と専門職による個別支援の双方の充実、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組んでいます。 ・平成 28 年度から、「生活支援体制整備事業」を推進するため、横浜市から区社協に、第 1 層「生活支援コーディネーター」を配置し、ケアプラザに配置された第 2 層生活支援コーディネーターの支援を行っています。 ・平成 30 年度には、横浜市と協力して、「第 4 期横浜市地域福祉保健計画(2019 年度～2023 年度)」(以下、第 4 期市地福計画)を策定しました。 		
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①地区社協の取組強化 [目標] (ア)区社協による地区社協への相談・支援の実施(随時及び年 1 回全地区社協に対する個別相談) (イ)市社協による地区社協検討会・全体会の実施(検討会年 3 回、全体会年 1 回)</p> <p>②行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施 [目標] (ア)行政、区社協、ケアプラザ職員を対象とした、既存事例集を活用した研修の実施(6 区×3 年)、新たな実践事例集の発行、新たな事例集を活用した研修プログラムの構築・実施 (イ)区社協、ケアプラザ職員を対象とした、各区で抱えている困難案件に対する事例相談会の実施</p> <p>③高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進 [目標] 対象や世代を限定しない地域の居場所 4,000 か所 (単年度目標: 3,440、3,580、3,720、3,860)</p> <hr/> <p>(参考) 30 年度実績</p> <p>①相談支援に活用する様式整備、共通課題検討の仕組み(地区社協検討会・全体会)の構築。</p> <p>②身近事業事例集を発行(H30.3)。関係機関等に周知を行うとともに事例集を用いた研修を開催。(担当者会議: 65 名、Co 共通研修: 447 名)</p> <p>③対象や世代を限定しない地域の居場所 3,303 か所</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①概ね地区連合町内会圏域で設置されている地区社協への支援を通じて、地区社協が中心となった圏域内における身近な地域での取組創出が促進されます。</p> <p>②課題解決に必要な視点や手法について支援機関で検討を行い、これに基づき地域支援を進めることで、市全域で住民活動を中心とした見守り・支え合いが進み、地域によって取組に差がある状況が解消(緩和)されます。</p> <p>③対象や世代を限定しない居場所が増えることで、居場所をきっかけとした地域のつながりや支え合い活動の促進が図られます。また、見守りの機会が増加し、困りごとの早期発見につながります。</p>

主要目標達成に向けた具体的な取組	団体	<p>【地区社協の取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、行政・ケアプラザと連携し、日常的に地区社協（全 256 地区）への相談支援を行います。 ・市社協は、地区社協が連携体制の構築や課題解決手法を十分に確保できるよう、各区から地区社協の代表が集まり、地区社協の活動状況を共有し、共通する課題の解決に向けた検討を行う地区社協検討会や、地区社協活動の大切にすべきことを共有し、活動の推進につなげることを目的に地区社協の担い手向けの全体会を実施します。 ・全地区社協に対して活動補助金を交付し、活動促進を図ります。 <p>【課題解決に必要な視点や手法の検討による、行政・社協・ケアプラザの効果的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民活動への支援事例の集約、事例集の発行、支援機関向け研修、実践事例発表の場の開催などにより、取組に必要な視点や手法について、行政・ケアプラザなどの支援機関と共有し、支援体制の充実を図ります。 ・市社協は、地域支援の中核的な機能を担うケアプラザを運営するとともに、市地域ケアプラザ分科会の開催を通じて、市内全ケアプラザの運営支援を行います。 <p>【高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・区社協が、事例の発信やふれあい助成金事業による助成を行いながら、対象を限定しない全対象型・全世代型の居場所づくりを、ケアプラザと連携し進めます。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協がケアプラザと連携しながら、制度のはざまにある生活課題などを地域の中で把握・調整し、住民活動を含む地域の支え合いにより解決する「身近事業」を引き続き展開します。 ・区社協の第1層生活支援コーディネーターが各地域の取組状況を把握し、区域・市域で共有しつつ、ケアプラザの第2層コーディネーターを総合的に支援しながら生活支援体制整備事業を進めます。 ・地域福祉保健計画について、市社協は第4期市地福計画の推進を通じて、市域における課題解決に必要な取組を実施するとともに、「区地域福祉保健計画・地区別計画（2021～2025）」（以下、区地福計画・地区別計画）の策定・推進を支援します。区社協は共同事務局及び区役所地区別支援チームの一員として、区地福計画・地区別計画の策定・推進を通じて、地域の支援体制づくり、課題解決の仕組みづくりを進めます。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業推進方針の策定、及び市レベル生活支援体制整備推進会議の開催や研修の実施等を通じた、生活支援コーディネーターへの総合的な支援を行います。 ・区地福計画・地区別計画の策定・推進に、区・区社協・ケアプラザと取り組むとともに、区・区社協・ケアプラザが地区別計画の支援を通じて身近な圏域を意識した地域支援に取り組めるよう、支援を行います。 <p>また、身近な地域の見守り・支え合い活動が推進されるよう、区域・地域では解決できない課題を検討し、市域における取組を進めます。</p>

② 連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

ア 公益的使命②	地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・複合化する課題や担い手の減少を背景に、地域住民や団体との連携だけでは課題解決が難しい状況となっており、社会福祉法人・施設の専門的な知識・ノウハウや、企業が持つ資源を、住民活動と連携させていくことが必要となっています。 ・社会福祉法人においては、平成28年の社会福祉法改正により「地域における公益的な取組」の実施が責務として規定され、地域貢献活動が広がりをみせつつあります。また、企業においても、社会貢献の動きが定着しつつあり、大企業だけではなく中小企業へと広がりをみせています。 ・しかしながら、社会福祉法人や企業等が自主的に地域貢献活動に取り組もうとしても、地域のニーズを把握できず、具体的な活動へつながりにくいことや、地域側もどのような活動を求めてよいのかわからないといった状況があります。 ・また、市民の中には、地域活動に協力する意欲があっても、時間の制約などで活動が難しい人も多いことから、ライフスタイルの多様性に応じた参加・協働を促進する必要があります。 <p>【社会福祉法人・施設、企業の貢献事例】</p> <p>社会福祉法人・施設 自宅で入浴が困難な重度障害児のニーズを区社協が把握し、これを特別養護老人ホームに相談・調整することで、ホームの風呂の空き時間を利用した入浴支援につなげました。</p> <p>企業 市社協、(株)セブン-イレブン・ジャパンと横浜市で3者協定を締結し、1年間で生活用品や食品など2,500箱以上の寄贈を受け、また、保管場所や配分については福祉施設等の協力も得ながら、高齢・障害支援団体等へお届けする取組を開始させました。</p>

<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：145、170、185、195)</p> <p>②企業の地域貢献活動への相談・提案件数 450 件/年 (単年度目標：360、375、390、420)</p> <p>③寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進(市社協) (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・市民向けセミナーの開催(R元) ・寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・寄付活用方法の企画検討(R3～) <hr/> <p>(参考)実績</p> <p>①30年度：115 法人</p> <p>②30年度：345 件</p> <p>③未設置</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①平成 31 年 4 月 1 日時点で横浜市が所轄庁となる市内の社会福祉法人(※)は 268 法人です。約 7 割の法人が地域における公益的な取組を実施することで、地域課題への取組が活性化するだけでなく、未実施の法人をけん引する効果が見込まれます。</p> <p>※主たる事務所が市内にあり、神奈川県圏域の中で活動している法人</p> <p>②企業が持つ人材、ノウハウ、設備等の資源を効果的・効率的に地域につなげることで、地域課題の解決に向けた取組をより一層推進することができます。</p> <p>③相談窓口を設置し、寄付文化の醸成に取り組むことで、寄付が地域の支え合いの活動の一つであることが広く周知され、市民の地域活動への参加の裾野が広がります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>【社会福祉法人・施設、企業の地域貢献活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・区社協が、社会福祉法人・施設と地域ニーズをつなぐコーディネート体制の整備をモデル実施し、実施内容を市・区社協等で共有することで社会福祉法人・施設による地域支援をより一層進めます。 ・社会福祉法人・施設の相談窓口として、各区社協に担当を定めます。 ・高齢・保育・障害など分野ごとに実施する部会活動を通じた事例共有を行います。さらに、連携事例の報告の場として市域のフォーラムを開催し、地域住民に対しても広く取組を共有します。 ・横浜市との協定に基づき市社協が「横浜市地域協議会」を運営し、社会福祉法人の公益的な取組を推進します。 ・市社協が、企業と連携した取組事例を活用し、企業、ケアプラザ向けに研修を実施するなど、企業とケアプラザ等との交流の場を設け、地域と企業の連携事例やノウハウを紹介し、地域貢献活動のより一層の展開をはかります。また、区社協に対してノウハウや実践事例、関連情報の提供を行い、企業の地域貢献活動に対する区社協のコーディネート機能を強化します。 <p>【寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協に寄付・遺贈に関する総合相談窓口を設置し、相談に訪れた人に対し幅広い分野の寄付先を提案します。 ・市社協が、寄付に関する先進的な取組を行っている NPO・NGO 等による「寄付文化の醸成プロジェクト」に参画し、地域住民向けに社会課題についての理解を進めるセミナーなどの開催を通じて、寄付文化の醸成を進めます。 	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の設置、開催を通じて、社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の促進を図るとともに、複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、社会福祉法人・企業等多様な主体が住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮して取り組めるよう支援します。 	

③ 権利擁護の推進

ア 公益的使命③	高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加や障害者の地域移行が進む中で、安心、安全に住み慣れた地域で暮らすためには、身近な地域での権利擁護の取組が必要です。 ・国の計画を受けて、平成30年度には市地福計画と一体で、横浜市成年後見利用促進基本計画（以下、市成年後見計画）が策定されました。本会が実施している権利擁護事業から成年後見制度まで、その方の状態に合った適切な支援が切れ目なく提供されることが強く求められています。 ・また、計画が推進されるよう、これまでの実績を踏まえ、横浜市の権利擁護推進機関「横浜生活あんしんセンター」としての役割発揮が求められています。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①権利擁護事業契約者 1,310人 (単年度目標: 1,150, 1,200, 1,250, 1,280)</p> <p>②市民後見受任実績 102件</p> <p>(参考) 30年度実績</p> <p>①権利擁護事業契約者 1,139人 新規契約者数: 352人 終了者数: 241人 前年度比 111人増</p> <p>②市民後見受任実績 52件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①金銭管理や定期訪問など権利擁護事業による支援はもとより、本事業の契約を契機に、利用者がその他のサービスや区社協の持つ様々なネットワークの中で支えられていくことにつながり、生活全般における支援につながることを期待できます。</p> <p>②市民後見人は、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって見守り、支える役割を担っています。その市民後見人を養成し、活動支援を進めながら、受任実績を増やすことは高齢者や障害者が住み慣れた地域での生活を継続する一助となります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業について、各区の権利擁護推進機関である「区社協あんしんセンター」における実施方法等の見直しを検討し、市民の方の利用がより推進されるよう取り組みます。 ・市民後見人について、市民後見人バンク登録者の受任が進むよう、相談支援機関への普及啓発を一層進めるとともに、受任案件の見直しや専門職後見人から市民後見人への移行の促進、受任調整や活動支援方法の見直しを行います。 ・横浜市の権利擁護推進機関として20年に及ぶ実績を生かし、市成年後見計画を推進する中核機関の設置に向けて、2019年度には設置検討・準備事業を受託します。また、2020年度以降に予定されている設置後においても、中心的機能を果たしていきます。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な方が「区社協あんしんセンター」で実施している権利擁護事業から「横浜生活あんしんセンター」が実施している成年後見制度まで切れ目なく制度を利用できるよう、市民に向けた普及啓発や相談支援機関の人材育成などに取り組みます。 ・市成年後見計画と一体で策定された市地福計画の趣旨に鑑み、身近な地域で支え合う市民後見人の養成・活動支援に引き続き取り組みます。 ・市成年後見計画を踏まえ、住み慣れた地域で高齢者や障害者が安心、安全に暮らし続けるために、権利擁護の推進機能を持つ中核機関を設置し、相談体制や地域連携ネットワークを整備していきます。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約11億円強となっています。そのうち7割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。</p>		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>長期運営資金借入金の縮減</p> <p>長期運営資金借入金 5,470,000,000円 (単年度目標: 7,670,000,000, 7,120,000,000, 6,570,000,000, 6,020,000,000)</p> <p>(参考) 30年度実績: 長期運営資金借入金 8,220,000,000円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>「退職共済預り金」を除く負債のうち7割以上を占める「長期運営資金借入金」の縮減を図ることにより、本会財務状況の改善につながります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金の返済原資となっている「社会福祉事業振興資金貸付事業」に係る貸付金について、貸付先である社会福祉法人に対し、確実に返済できるよう、返済事務の案内、返済日の確認作業をきめ細やかに実施するなど、確実な回収に取り組みます。 ・各事業において、事業効率を踏まえた実施手法となるよう取り組むとともに、適正な経理処理、定期的な執行状況の把握を行います。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付先である社会福祉法人の返済が滞ることのないよう、関係部署による償還金助成を引き続き行うとともに、社会福祉協議会や法人の状況の変化を注視し、早期の相談・調整を行います。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	社会環境やニーズが刻一刻と変化するなかで、社会福祉協議会の公益的使命を果たすためには、変化に合わせた柔軟な組織体制や従事する職員の育成・定着が必要です。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し</p> <p>②職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>①現行業務の再編・整理等により、公益的使命に合致する業務に注力することで、効果的・効率的な組織運営を行うことができます。</p> <p>②職員人材育成計画の改定とそれに基づく育成体制の構築により、必要な基本姿勢・知識・スキルを身に付けることで、職員の育成につながります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>(参考) 30年度実績</p> <p>①特定資金貸付事業の償還完了、振興資金貸付事業の新規貸付終了、区社協あんしんセンターのサービス提供や事務手続きの効率化</p> <p>②職員人材育成計画の改訂</p>		<p>・社会環境やニーズ等の変化により、事業形態の再検討等が必要な事業を抽出し、横浜市所管課とともに、当該業務のあり方についての協議・見直しを行います。</p> <p>・社会環境やニーズ等の変化に対応できるよう、必要な基本姿勢・知識・スキルを整理しながら、職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築を、組織全体で実施します。</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスの推進等により、働きやすい職場づくりを進めます。</p> <p>・職員の確保に向け、学校などへのアプローチや、職場体験の受入れ等を行います。</p>

協約等素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

<p>団体経営の方向性 (団体分類)</p>	<p>引き続き経営の向上に取り組む団体</p>
<p>協約に関する意見</p>	<p>社会福祉に関する課題が複雑化・多様化しているため、整理した市社協・区社協・地区社協の役割をそれぞれが果たし、公益的使命の達成に向けて取り組む必要がある。</p> <p>新たに協約目標とした寄付・遺贈に関する目標については、実施した事業の成果・効果を把握した上で取組を進めることを期待する。</p>

協 約 等 (案)

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課援護対策担当
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	労働者の福利厚生を図るとともに地域住民の福祉に関する事業を行い、もって労働者の勤労意欲の向上と地域住民の福祉向上に資することを目的としていたが、下記社会環境の変化等を受け平成31年4月1日に定款の変更を行いました。本法人は、寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び、社会参加・就労支援に関する事業等を行い、福祉の向上に資することを目的とすることとしました。
(2) 設立以降の環境の変化等	寿地区は、直近の高齢化率が55.4%となるなど寿町総合労働福祉会館建設当時の日雇労働者の街から、高齢者が多く住む健康づくりや介護予防などの福祉ニーズの高い街へと変化し、団体に求められる事業や役割が変化している。 寿町総合労働福祉会館が再整備され、診療所や健康コーディネート室、訪問看護機能等現在の福祉ニーズに対応した機能を備えた新センター（横浜市寿町健康福祉交流センター）が完成し、第1期の指定管理期間は当該施設の管理運営を団体が行うこととなった。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	これまでも地域や利用者の状況やニーズ変化に応じ、団体運営を行ってきました。寿地区の住民等の福祉の向上を図るため、過去から現在までの状況を把握し蓄積してきた経験やノウハウを生かし、地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがいづくり、社会参加・自立支援などを行っていくことが求められます。

2 団体経営の方向性等

(1) 団体経営の方向性（団体分類）	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の団体経営の方向性）	事業の整理・重点化等に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	前協約期間において、現在の寿地区に求められる横浜市寿町健康福祉交流センターの役割や必要な機能及びそれらを踏まえた団体が担うべき事業等を整理することができました。今後も社会環境の変化等を踏まえた公益的使命の達成に取り組んでまいります。		
(4) 協約期間	令和元年度～令和5年度	協約期間設定の考え方	主要施設の指定管理受託期間のため

3 目標等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

ア 公益的使命①	寿地区を中心とした市民へ保健医療の提供、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を図ります。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	寿地区を中心に広く住民に対して事業を展開していくため、健康づくり・介護予防等に関心がない方や具体的な行動に結びつかない方等へのアプローチを検討する必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①健康・介護予防普及啓発活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度目標：(講座等への参加者 述べ800人/年) ・各年度目標：令和元年度 540人 2年度 650人 3年度 700人 4年度 750人 5年度 800人 <p>②健康コーディネート室の支援対象者数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度目標：(実数450人/年) ・各年度目標：令和元年度 210人 2年度 300人 3年度 350人 4年度 400人 5年度 450人 <p>(参考) 30年度実績： ①新規 ②健康診査受診者数 500人</p>	<p>主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>介護予防・健康づくり講座や健康チェックの参加者数を目標に掲げることで、地域住民の意識醸成や公益的使命の推進を測る指標とするものです。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>・健康コーディネート室の利用促進を図るために、地域の様々なネットワークも活用し、健康コーディネート室を幅広く活用してもらう。</p> <p>・当地区に健康づくり・介護予防の普及啓発活動を拡充するため、アンケートの実施や参加者への聞き取り等で、どのような事業が求められているか、その他利用回数・意識・行動の変化等に関するデータを収集・分析し、今後の事業展開の参考とする。</p> <p>・また、健康づくり推進員(仮称)を育成し、地域の方々に健康への関心を深めていくことで健康づくりの推進を図っていく。</p>	
	<p>市</p>	<p>健康づくり・介護予防等の推進にあつては、区役所所管課(区福祉保健センター)が行う施策と関係するものであり、お互いが把握する情報や意見交換を行うことでより充実した取り組みの実施につながります。定期的に情報交換を行える場を設ける等、調整・助言を行います。</p>	

② 地区内外の交流の促進

ア 公益的使命②	多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため様々な活動の場への参加を高め、社会参加・生きがいをづくりにつなげます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>・生活の質の向上や健康づくり・介護予防推進のためにもまずは活動に参加してもらうことが重要です。また、生きがいをづくり・社会参加という目標の観点から単発事業への参加ではなく、継続して参加してもらう仕組み・メニュー作りを検討する必要があります。</p> <p>・また、諸室を利用する団体等とつながりを持ち働きかけを行うことで、様々な主体によって、寿地区を会場としたイベントが展開されるよう推進する。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①諸室の利用者人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度目標：延べ127千人/年 ・各年度目標：令和元年度 96千人 2年度 118千人 3年度 120千人 4年度 123千人 5年度 127千人 <p>②寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいをづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度目標： 事業参加者 述べ1,000人/年 ・各年度目標：令和元年度 710人 2年度 850人 3年度 900人 4年度 950人 5年度 1,000人 <p>(参考) 30年度実績：①・②新規</p>	<p>主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>幅広い主体が、新センターの諸室を活用して地区内における交流促進や住民の社会参加・生きがいをづくりにつなげる事業を行うことが予想されるため、諸室の利用者及び事業参加者が増加することが、目標達成に寄与すると考える。</p>

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	①諸室の利用方法について周知を図り、利用者及び登録団体数を増加させる。そして、登録団体との連携を図り、諸事業への協力を求めたり、自主企画事業参加者の登録団体化を促進するなど、団体の活性化を図ることにより利用を推進する。 ②一つのテーマを複数回のシリーズで行い、終了証の交付（健康・技術等）など、参加者や協力団体（登録団体）のアイディアを活かした企画メニューの推進等により参加意欲を向上させる。
	市	新センターには、広く市民活動や団体間のコーディネート経験・ノウハウを有する事業者（指定管理者とは別の事業者）が管理運営する「ことぶき協働スペース」が設置されることとなる。新たな活動の担い手発掘や新しい視点での事業展開等が行われるよう指定管理者とことぶき協働スペース運営事業者の連携を促していく。

（２）財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益事業の継続のため、協会の行う事業（診療所、浴場事業等）の収入増加を図り、安定した経営を維持する必要があります。				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	実施事業による収入の増加 ・令和5年度目標： （事業の収入 155,000千円） （内訳 診療所 142,600千円 浴場 11,900千円 貸付事業 500千円 他） ・各年度目標：令和元年度 125,000千円 2年度 151,000千円 3年度 152,000千円 4年度 153,000千円 5年度 155,000千円 （参考）30年度実績： 診療事業収益 138,625千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	・診療事業収入は法人の収入の大部分をしめている者であるので、診療事業収入の増収化が、安定的な経営につながります。 ・また、浴場についても利用向上に努め、収入の確保に努めます。		
	主要目標達成に向けた具体的取組			<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>地域の特性に応じた質の高い医療を提供することにより住民ニーズに応えます。 ①診療所の訪問看護事業は、精神科医療を中心としながら、健康コーディネート室アウトリーチ事業、依存症関連の支援団体等との連携を図りながらニーズの掘り起こしを進めていきます。 ②公衆浴場再開を広く周知し、組合等と連携して快適性向上を追求するとともに、他の事業と連携（健康づくり・娯楽等）して利用客の増加に努めます。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。</td> </tr> </table>	団体
団体	地域の特性に応じた質の高い医療を提供することにより住民ニーズに応えます。 ①診療所の訪問看護事業は、精神科医療を中心としながら、健康コーディネート室アウトリーチ事業、依存症関連の支援団体等との連携を図りながらニーズの掘り起こしを進めていきます。 ②公衆浴場再開を広く周知し、組合等と連携して快適性向上を追求するとともに、他の事業と連携（健康づくり・娯楽等）して利用客の増加に努めます。				
市	各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。				

（３）人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な市民サービスの提供にあたっては安定的な組織運営が必要です。 ・当協会は、令和元年6月から新センターを指定管理者として受けることにより、新たな機能と開館日時の増大に対応できるよう組織・体制の拡充を要します。また、提供するサービスの質の向上を図るため、全職員が組織目標を共有し、意欲的に働くことができるよう人事制度の改善を図ることが必要です。 ・新たな施設での業務・運営を円滑に行うことが求められるため、内部研修の充実・業務改善や効率化を継続して進める必要があります。 				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①人事組織体制の見直し 令和5年度目標：実施 ②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入/ 業務効率化実施件数 令和5年度目標：5件/年 ③内部研修年間開催回数 令和5年度目標：47回実施/年 （参考）30年度実績： ①新規 ②年間業務改善提案数 40件 ③内部研修年間延べ参加数 40人実施	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・課題として掲げた人事組織体制について、その見直しを目標として掲げることで、直接的に課題解決へ向け取組を行っていくことを目指します。 ・また、内部研修の充実や業務効率化の提案についても指標として掲げることで、より良い事業展開につながります。 		
	主要目標達成に向けた具体的取組			<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>①人材登用・人事考課・給与制度の改善などの取り組みを進めます。職員が常にやりがいを感じながら安定して働くことができる組織、経営に取り組みます。 ②職員の質を高め、効率的で効果的な業務を推進できるよう、研修及び業務の改善を奨励し推進します。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。</td> </tr> </table>	団体
団体	①人材登用・人事考課・給与制度の改善などの取り組みを進めます。職員が常にやりがいを感じながら安定して働くことができる組織、経営に取り組みます。 ②職員の質を高め、効率的で効果的な業務を推進できるよう、研修及び業務の改善を奨励し推進します。				
市	各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。				

協約等素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	平成 31 年 4 月の定款変更、令和元年の横浜市寿町健康福祉交流センターの開所など、団体経営を取り巻く環境等は大きく変化しており、設定した目標の達成状況や事業の進捗を適宜点検、分析し、目標設定や事業の進捗に課題が生じた場合は、速やかに見直す必要がある。